新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成25年11月

（第２回訂正分）

アライドアーキテクツ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年11月20日に関東財務局長に提出し、平成25年11月21日にその届出の効力が生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年10月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年11月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し361,800株（引受人の買取引受による売出し262,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年11月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,500株を、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

２【募集の方法】

平成25年11月19日に決定された引受価額（1,564円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,700円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「294,400,000」を「312,800,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「294,400,000」を「312,800,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

５．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

６．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除及び６．７．の番号変更

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「1,700」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１．」を「1,564」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３．」を「782」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４．」を「１株につき1,700」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,500円～1,700円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,700円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,564円と決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,700円）と会社法上の払込金額（1,275円）及び平成25年11月19日に決定された引受価額（1,564円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は782円（増加する資本準備金の額の総額312,800,000円）と決定いたしました。

４．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（１株につき1,564円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
（略）

（注）８．の全文削除

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、平成25年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（１株につき1,564円）を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（１株につき136円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と平成25年11月19日に元引受契約を締結いたしました。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「588,800,000」を「625,600,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「582,800,000」を「619,600,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額619,600千円については、既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

上記充当予定資金の内訳としましては、自社サービスの機能向上や開発等のための人員採用費、人件費及びシステム管理費用として457,300千円（平成25年12月期18,000千円、平成26年12月期239,000千円、平成27年12月期200,300千円）、自社サービスの更なる知名度向上による会員ユーザー及び顧客企業の獲得のための広告宣伝費として162,300千円（平成25年12月期6,000千円、平成26年12月期88,000千円、平成27年12月期68,300千円）を充当する予定であります。

なお具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）　「１　新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限155,305千円については、人員採用費、人件費及びシステム管理費用として平成27年12月期に115,814千円、広告宣伝費として平成27年12月期に39,491千円充当する予定であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年11月19日に決定**された**引受価額**（1,564円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,700円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「420,000,000」を「446,250,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「420,000,000」を「446,250,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

４．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを**行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「第２　売出要項　４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

５．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）３．４．の全文削除及び５．６．７．の番号変更

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．（注）２．」を「1,700」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「1,564」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２．」を「**１株につき1,700**」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３．」を「**（注）３．**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一**の理由により決定いたしました。**

３．**引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。**

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**（１株につき136円）**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成25年11月19日**に元引受契約を締結**いたしました。**

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「158,880,000」を「168,810,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「158,880,000」を「168,810,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要

状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。
（注）５．の全文削除及び６．の番号変更

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「1,700」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１．」を「１株につき1,700」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年11月19日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村壮秀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　99,300株
(2)	募集株式の払込金額	１株につき1,275円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額　77,652,600円（１株につき金782円） 増加する資本準備金の額　77,652,600円（１株につき金782円）
(4)	払込期日	平成25年12月27日（金）

（注）　割当価格は、平成25年11月19日に決定された「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,564円）と同一であります。

（以下省略）

３．ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年５月27日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「ｄ．親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第１　募集要項」における募集株式のうち、12,500株を上限として、平成25年11月19日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式　12,500株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年11月19日に決定された「第１　募集要項」における新規発行株式の発行価格（1,700円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

＜欄外注記の訂正＞

２．本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年10月23日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成25年11月

（第１回訂正分）

アライドアーキテクツ株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年11月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年10月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年11月８日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し361,800株（引受人の買取引受による売出し262,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、及び「第一部　証券情報　募集又は売出しに関する特別記載事項」に「４．親引け先への販売について」を追加記載するため、また、当第３四半期会計期間（平成25年７月１日から平成25年９月30日まで）及び当第３四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年９月30日まで）に係る四半期財務諸表について、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関する事項を訂正し、併せて、添付書類として提出した取締役会議事録の一部に誤りがありましたので、当該箇所並びに「第一部　証券情報　第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「第四部　株式公開情報　第３　株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿を付し、ゴシック体で表記しております。また、添付書類については訂正前、訂正後を記載し、訂正部分には＿＿＿を付し、ゴシック体で表記しております。

（ただし、「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　財務諸表等」については＿＿＿罫を省略し、明朝体で表記しております。）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請**しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．親引け先への販売について」をご参照下さい。**

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

４．上記とは別に、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２．の全文削除及び３．４．５．の番号変更

２【募集の方法】

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年11月８日**開催**の取締役会において決定**された**会社法上の払込金額**（1,275円）**以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「476,000,000」を「**510,000,000**」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「257,600,000」を「**294,400,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「476,000,000」を「**510,000,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「257,600,000」を「**294,400,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額**であります。**

５．**仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は640,000,000円となります。**

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「**1,275**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,500円以上1,700円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年11月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①ビジネスのノウハウが蓄積されており、競合となる企業が少ないこと。

②顧客基盤がしっかりしており、業績の進捗も堅調であること。

③フェイスブックへの依存度が高く、参入障壁が高くないこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500円から1,700円の範囲が妥当であると判断いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額**（1,275円）**及び平成25年11月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**（1,275円）**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**野村證券株式会社301,000、ＳＭＢＣ日興証券株式会社19,800、大和証券株式会社19,800、株式会社ＳＢＩ証券19,800、いちよし証券株式会社13,200、マネックス証券株式会社6,600、エース証券株式会社6,600、ＳＭＢＣフレンド証券株式会社6,600、岩井コスモ証券株式会社6,600**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と発行価格決定日（平成25年11月19日）に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「515,200,000」を「**588,800,000**」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「509,200,000」を「**582,800,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）を基礎として算出した見込額であります。**

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額**582,800**千円については、既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

上記充当予定資金の内訳としましては、自社サービスの機能向上や開発等のための人員採用費、人件費及びシステム管理費用として**429,900**千円（平成25年12月期18,000千円、平成26年12月期239,000千円、平成27年12月期**172,900**千円）、自社サービスの更なる知名度向上による会員ユーザー及び顧客企業の獲得のための広告宣伝費として**152,900**千円（平成25年12月期6,000千円、平成26年12月期88,000千円、平成27年12月期**58,900**千円）を充当する予定であります。

なお具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）「１　新規発行株式」の（注）**４．**に記載の第三者割当増資の手取概算額上限**146,169**千円については、人員採用費、人件費及びシステム管理費用として平成27年12月期に**109,028**千円、広告宣伝費として平成27年12月期に**37,141**千円充当する予定であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の記載の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合　2,300株」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号　ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合　2,300株」に訂正

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合　600株」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号　ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合　600株」に訂正

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合　200株」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号　ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合　200株」に訂正

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合　100株」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号　ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合　100株」に訂正

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「367,500,000」を「**420,000,000**」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「367,500,000」を「**420,000,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．売出価額の総額は、**仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）で算出した見込額であります。**

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）**３．**に記載した振替機関と同一であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「139,020,000」を「**158,880,000**」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「139,020,000」を「**158,880,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

５．売出価額の総額は、**仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）**３．**に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村壮秀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　99,300株
(2)	募集株式の払込金額	１株につき1,275円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）
(4)	払込期日	平成25年12月27日（金）

（注）　割当価格は、平成25年11月19日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）１．の全文及び２．の番号削除

（以下省略）

３．ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年５月27日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

ａ．親引け先の概要	アライドアーキテクツ従業員持株会（理事長　　澤田　翼） 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
ｂ．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
ｃ．親引け先の選定理由	社員の福利厚生のためであります。
ｄ．親引けしようとする株式の数	未定（「第１　募集要項」における募集株式のうち、12,500株を上限として、平成25年11月19日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
ｅ．株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
ｆ．払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
ｇ．親引け先の実態	当社の社員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「３．ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成25年11月19日）に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）
中村　壮秀	東京都目黒区	1,817,000	43.87	1,717,000	37.81
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区霞が関三丁目２番６号	646,000	15.60	613,700	13.51
松尾　幸一郎	神奈川県横浜市緑区	410,000 (10,000)	9.90 (0.24)	330,000 (10,000)	7.27 (0.22)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目８番11号	340,000	8.21	323,000	7.11
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目12番32号	183,100	4.42	183,100	4.03
西田　貴一	東京都世田谷区	170,000 (40,000)	4.10 (0.97)	150,000 (40,000)	3.30 (0.88)
長井　宏和	東京都港区	150,000 (100,000)	3.62 (2.41)	140,000 (100,000)	3.08 (2.20)
津下本　耕太郎	東京都杉並区	60,000 (60,000)	1.45 (1.45)	60,000 (60,000)	1.32 (1.32)
ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	45,300	1.09	43,000	0.95
菊池　慎一郎	東京都港区	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
石井　泰輔	群馬県高崎市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
岩本　太陽	東京都東村山市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
計	―	3,926,400 (255,000)	94.80 (6.16)	3,664,800 (255,000)	80.69 (5.61)

（注）１．所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年10月23日現在のものであります。

２．本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年10月23日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（12,500株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

４．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

（省略）

第９期第３四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年９月30日）

当第３四半期累計期間におけるわが国の経済は、昨年末の政権交代後の経済政策により、円安基調への転換や株価回復の動きが見られるなど、景気回復への期待感が高まりました。

そのような状況下、日常生活の中でスマートフォンや多機能端末等の普及の本格化によりインターネットの影響力が強まっており、また各種ソーシャルメディアの利用者の増加及び普及が進んでおります。このようなソーシャルメディアの普及とともに企業のソーシャルメディアを活用したマーケティングや販売促進活動も一層本格化してきました。

このような環境のもと、当第３四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラFacebookサービス等」の改良及び拡販を行うとともに、O2O（※）支援サービスである「モニプラＦＩＮＤ！」のAndroid対応や「モニプラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始、ソーシャルギフト型のFacebookキャンペーン構築支援サービス「モニプラ ソーシャルギフト」提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニプラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

以上の結果、当第３四半期累計期間において、売上高は1,233,805千円、営業利益は226,449千円、経常利益は226,619千円となり、四半期純利益は137,869千円となりました。

※　O2O・・・オンライン（インターネット）の情報がオフライン（実世界）の購買活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促す施策を指します。

(2) キャッシュ・フローの状況

（省略）

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）　削除

２【生産、受注及び販売の状況】

(2) 受注状況

（省略）

第９期第３四半期累計期間の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高（千円）	受注残高（千円）
モニプラ ファンブログサービス	335,525	179,690
モニプラFacebookサービス等	872,143	294,932
ウェブソリューションサービス	132,557	39,334
合計	1,340,226	513,957

（注）１．金額は、販売価格によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第８期事業年度及び第９期第３四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	第８期事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）		第９期第３四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年９月30日）
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
モニプラ ファンブログサービス	518,147	147.0	387,083
モニプラFacebookサービス等	392,673	1,003.8	705,349
ウェブソリューションサービス	164,050	99.5	141,372
合計	1,074,871	189.0	1,233,805

（注）　上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

（省略）

第９期第３四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年９月30日）

（資産）

当第３四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて214,503千円増加し、808,151千円となりました。これは主に、売上の増加に伴う、受取手形及び売掛金の増加68,870千円、現金及び預金の増加129,047千円によるものであります。

（負債）

当第３四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて52,251千円増加し、274,872千円となりました。これは主に、未払法人税等が42,884千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第３四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて162,251千円増加し、533,278千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が137,869千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

（省略）

第９期第３四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年９月30日）

当第３四半期累計期間の業績は、売上高は1,233,805千円、営業利益は226,449千円、経常利益は226,619千円となり、四半期純利益は137,869千円となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

（売上高）

当第３四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラFacebookサービス等」の改良及び拡販を行うとともに、O2O支援サービスである「モニプラＦＩＮＤ！」のAndroid対応や「モニプラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始、ソーシャルギフト型のFacebookキャンペーン構築支援サービス「モニプラ ソーシャルギフト」提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザ数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニプラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

この結果、当第３四半期累計期間の売上高は1,233,805千円となりました。

（売上原価）

売上原価は259,265千円となり、主たる内容は、原価に関連するスタッフ人件費等であります。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費は、748,089千円となりました。主たる内容は、販売及び管理に関連するスタッフ人件費、広告宣伝費、採用教育費等であります。

（営業外損益）

営業外収益は277千円となり、主たる内容は、受取利息であります。

営業外費用は108千円となり、主たる内容は、新株予約権行使に伴う株式交付費であります。

（特別損益）

当第３四半期累計期間において、発生しておりません。

（法人税等）

法人税等合計は106,710千円となり、内容は法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

（省略）

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）　削除

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

（省略）

第９期第３四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年９月30日）

当第３四半期累計期間において実施しました設備投資等の総額は2,569千円であり、その主なものは社内システムの増強のためのサーバー増設であります。

なお、当第３四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第５【経理の状況】

２．監査証明について

（省略）

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当第３四半期会計期間（平成25年７月１日から平成25年９月30日まで）及び当第３四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年９月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

１【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（省略）

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成25年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	451,877
受取手形及び売掛金	226,639
仕掛品	2,786
その他	38,595
貸倒引当金	△16,031
流動資産合計	703,866
固定資産	
有形固定資産	26,549
無形固定資産	2,176
投資その他の資産	
その他	91,728
貸倒引当金	△16,168
投資その他の資産合計	75,559
固定資産合計	104,284
資産合計	808,151
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,879
未払法人税等	87,682
その他	181,309
流動負債合計	274,872
負債合計	274,872
純資産の部	
株主資本	
資本金	201,420
資本剰余金	173,420
利益剰余金	158,438
株主資本合計	533,278
純資産合計	533,278
負債純資産合計	808,151

②【損益計算書】

（省略）

【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年９月30日）
売上高	1,233,805
売上原価	259,265
売上総利益	974,539
販売費及び一般管理費	748,089
営業利益	226,449
営業外収益	
受取利息	260
その他	17
営業外収益合計	277
営業外費用	
支払利息	22
株式交付費	85
営業外費用合計	108
経常利益	226,619
税引前四半期純利益	226,619
法人税、住民税及び事業税	106,710
法人税等調整額	△17,960
法人税等合計	88,749
四半期純利益	137,869

④【キャッシュ・フロー計算書】
（省略）
【四半期キャッシュ・フロー計算書】　削除

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年９月30日）
減価償却費	8,516千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年９月30日）

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年９月30日）
１株当たり四半期純利益金額	37.64円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	137,869
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	137,869
普通株式の期中平均株式数（株）	3,662,437
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

新株式の発行及び株式売出し

当社株式は、平成25年10月23日に株式会社東京証券取引所の承認を得て、平成25年11月29日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。当社はこの上場に当たって、平成25年10月23日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行及び株式売出しを決議いたしました。

（１）公募による新株式の発行

① 募集方法

一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数

普通株式　400,000株

③ 発行価格

未定

④ 引受価額

未定

この価額は、当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、③発行価格と④引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 資本金組入額

未定

⑥ 発行価格の総額

未定

⑦ 引受価額の総額

未定

⑧ 資本金組入額の総額

未定

⑨ 払込期日

平成25年11月28日

⑩ 株式受渡期日

平成25年11月29日

⑪ 調達資金の使途

既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

なお、発行価格は、平成25年11月8日の取締役会において仮条件価格帯を決定し、平成25年11月19日にブックビルディング方式により決定する予定であります。

また、発行価格の総額及び引受価額の総額、資本金組入額の総額については、平成25年11月19日に確定致します。

（２）引受人の買取引受による株式売出し

① 売出株式の数

普通株式　262,500株

② 株式受渡期日

平成25年11月29日

なお、引受人の買取引受による株式売出しの売出価格については、（１）③発行価格と同一になります。

（３）オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限売出株式の数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

① 売出株式の数

普通株式　99,300株

② 株式受渡期日

平成25年11月29日

なお、オーバーアロットメントによる株式売出しの売出価格については、（１）③発行価格と同一になります。

（４）第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村證券株式会社が売出人となる、（３）のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

① 発行する株式の種類及び数

普通株式　99,300株

② 割当価格

未定

③ 資本金組入額

未定

④ 割当価格の総額

未定

⑤ 資本金組入額の総額

未定

⑥ 申込期日

平成25年12月26日

⑦ 払込期日

平成25年12月27日

⑧ 割当先

野村證券株式会社

⑨ 調達資金の使途

既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

なお、割当価格については、（１）③発行価格と同時に平成25年11月19日に決定する予定であり、割当価格の総額及び資本金組入額の総額については、平成25年12月27日に確定致します。

また、（３）のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第３【株主の状況】

＜欄内の記載の訂正＞

「ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合」の「住所」の欄：

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号」に訂正

「ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合」の「住所」の欄：

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号」に訂正

「ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合」の「住所」の欄：

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号」に訂正

「ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合」の「住所」の欄：

「東京都千代田区丸の内一丁目５番１号」を「東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号」に訂正

添付書類　取締役会議事録

５．決議事項

第２号議案　引受人の買取引受による株式売出しの件

別紙２

（訂正前）

売出人の氏名又は名称	住所	売出株式数
	（省略）	
ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区**丸の内**一丁目５番１号	2,300株
ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合	東京都千代田区**丸の内**一丁目５番１号	600株
ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合	東京都千代田区**丸の内**一丁目５番１号	200株
ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合	東京都千代田区**丸の内**一丁目５番１号	100株
	（省略）	

（訂正後）

売出人の氏名又は名称	住所	売出株式数
	（省略）	
ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号	2,300株
ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合	東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号	600株
ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合	東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号	200株
ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合	東京都千代田区**大手町**一丁目５番１号	100株
	（省略）	

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月６日

アライドアーキテクツ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野　力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成25年１月１日から平成25年12月31日までの第９期事業年度の第３四半期会計期間（平成25年７月１日から平成25年９月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年９月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成25年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月23日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び株式の売出しの決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

Allied Architects

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 25年10月

アライドアーキテクツ株式会社

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式476,000千円（見込額）の募集及び株式367,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式139,020千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成25年10月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アライドアーキテクツ株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、インターネットを利用したウェブサービスの運営等を通じて、顧客企業に対し、ソーシャルメディア（※1）とウェブソリューションを掛け合せた総合的なマーケティング（以下「ソーシャルメディアマーケティング」といいます）を支援する事業を展開しております。

売上高構成

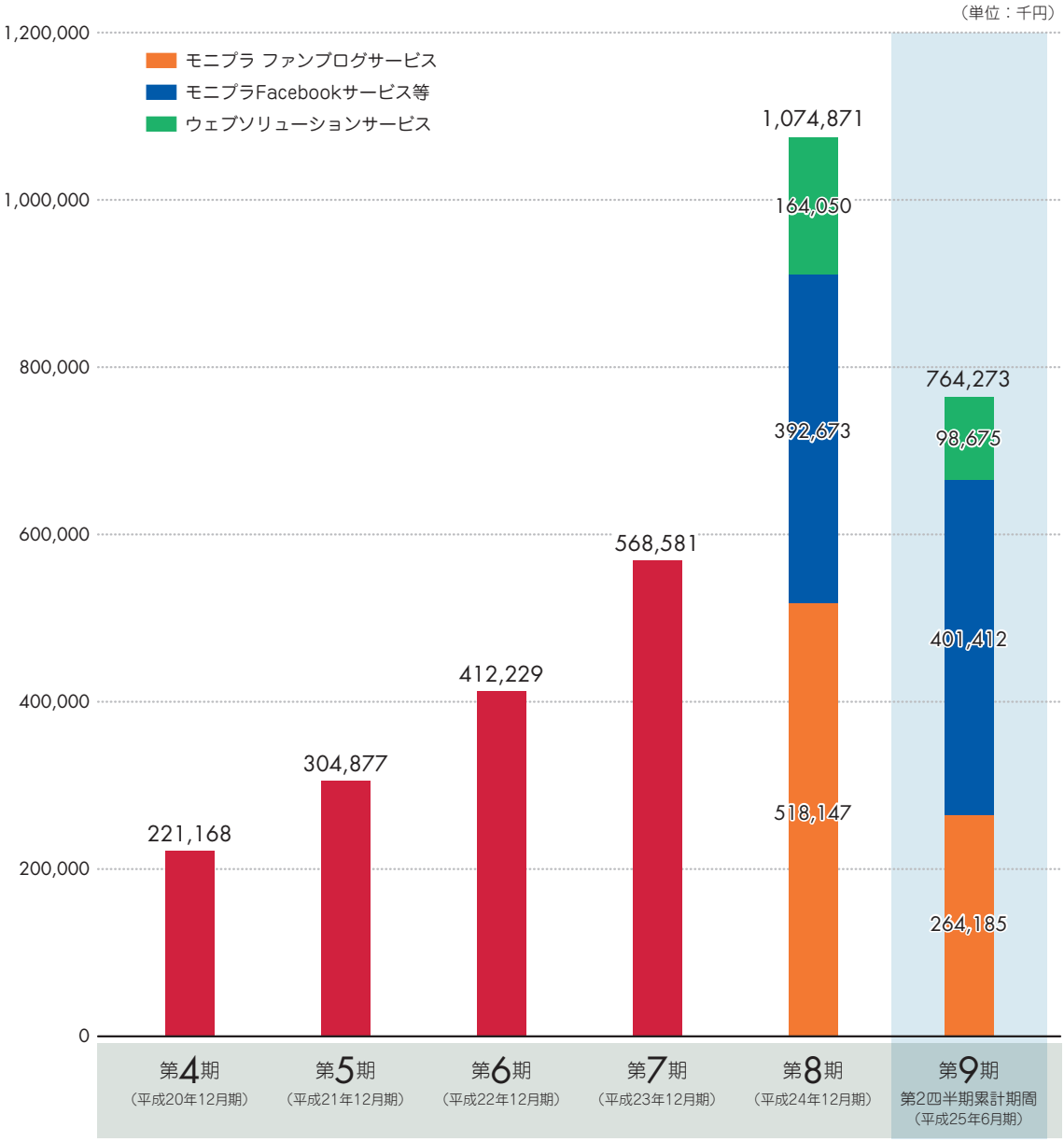

（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

主要な経営指標等の推移

（単位：千円）

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期第2四半期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年6月
売上高	221,168	304,877	412,229	568,581	1,074,871	764,273
経常利益又は経常損失(△)	6,504	10,177	△3,436	△3,978	163,109	127,198
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△8,485	7,209	△3,966	△5,050	134,911	76,736
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	125,241	125,241	147,116	147,116	189,229	189,229
発行済株式総数（株）	33,530	33,530	34,780	34,780	36,611	36,611
純資産額	109,947	117,157	156,940	151,889	371,026	447,763
総資産額	151,862	176,768	241,395	254,443	593,647	697,292
1株当たり純資産額（円）	3,279.09	3,494.09	4,512.37	43.67	101.34	—
1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額（△）（円）	△258.26	215.00	△117.19	△1.45	38.11	20.96
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	72.40	66.28	65.01	59.69	62.50	64.2
自己資本利益率（%）	—	6.35	—	—	51.60	—
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—	—
配当性向（%）	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△18,500	189,535	58,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△18,370	△57,819	△2,702
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△905	83,748	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	107,365	322,829	378,451
従業員数（人）	22	33	42	60	92	—

（注）1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第8期の期末以降、株式分割（株式1株につき100株）及び新株予約権の行使が行われ、発行済株式総数は3,734,100株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第4期、第6期及び第7期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第4期、第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第9期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
10. 第8期の経常利益及び当期純利益増加の主要因は「モニプラFacebookサービス等」の顧客企業数、会員ユーザー数の急拡大により、同サービス売上が前年同期比1,003.8%の392,673千円となったことであります。
11. 当社は、第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号　平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号　平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号　平成22年6月30日）を適用しております。平成25年8月14日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
12. 当社は、平成25年8月14日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期第2四半期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年6月
1株当たり純資産額（円）	32.79	34.94	45.12	43.67	101.34	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額（△）（円）	△2.58	2.15	△1.17	△1.45	38.11	20.96
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

売上高

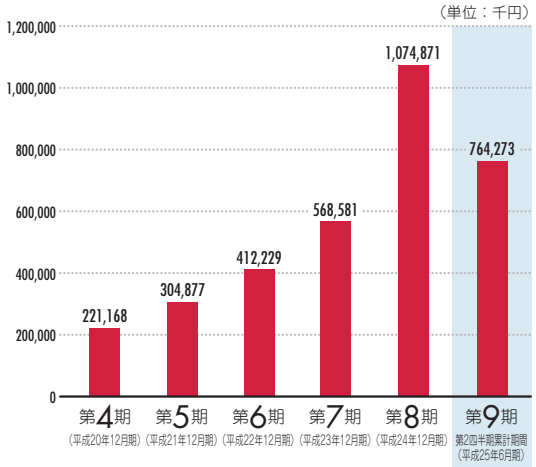

純資産額／総資産額

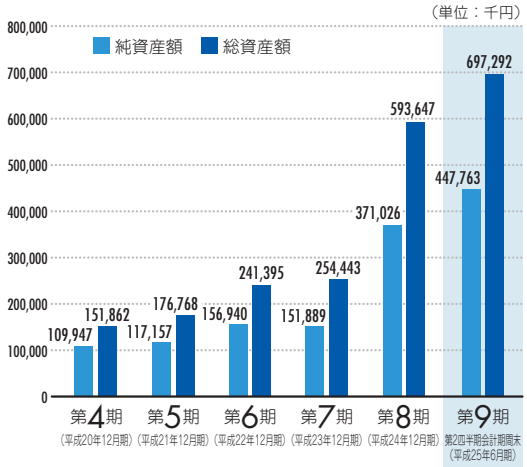

経常利益又は経常損失（△）

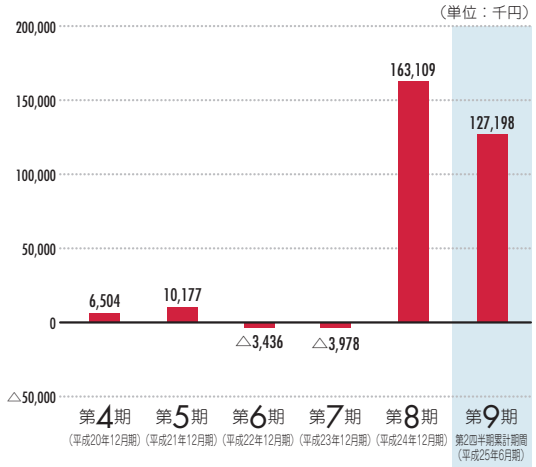

1株当たり純資産額

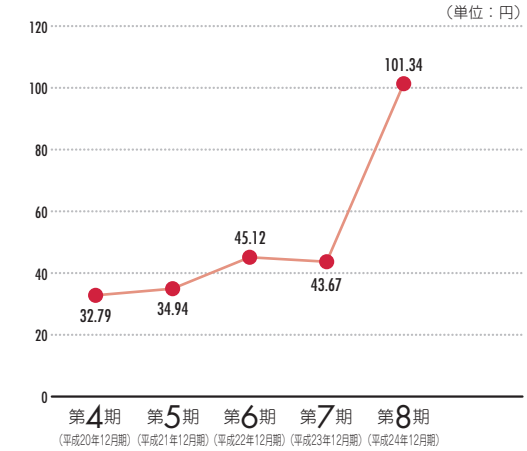

（注）当社は、平成25年8月14日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

当期（四半期）純利益又は当期純損失（△）

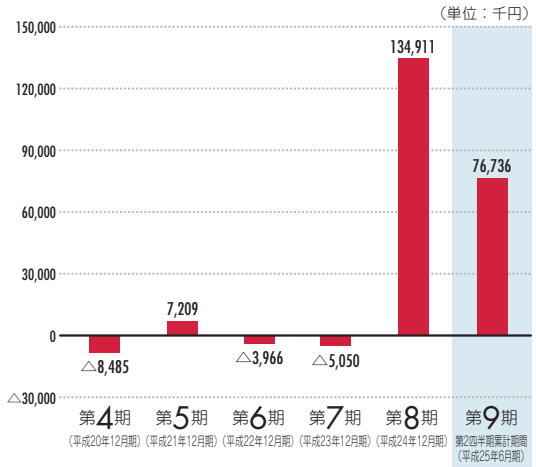

1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）

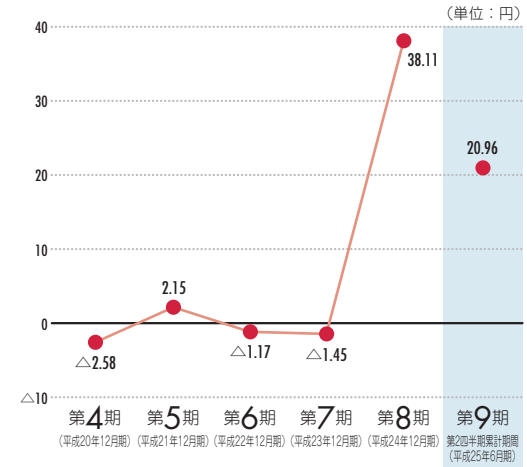

（注）当社は、平成25年8月14日付で株式1株につき100株の分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

③ 事業の内容

当社は、「ソーシャルテクノロジーで、世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、インターネットを利用したウェブサービスの運営等を通じて、顧客企業に対し、ソーシャルメディアマーケティングを支援する事業を展開しております。

［事業系統図］

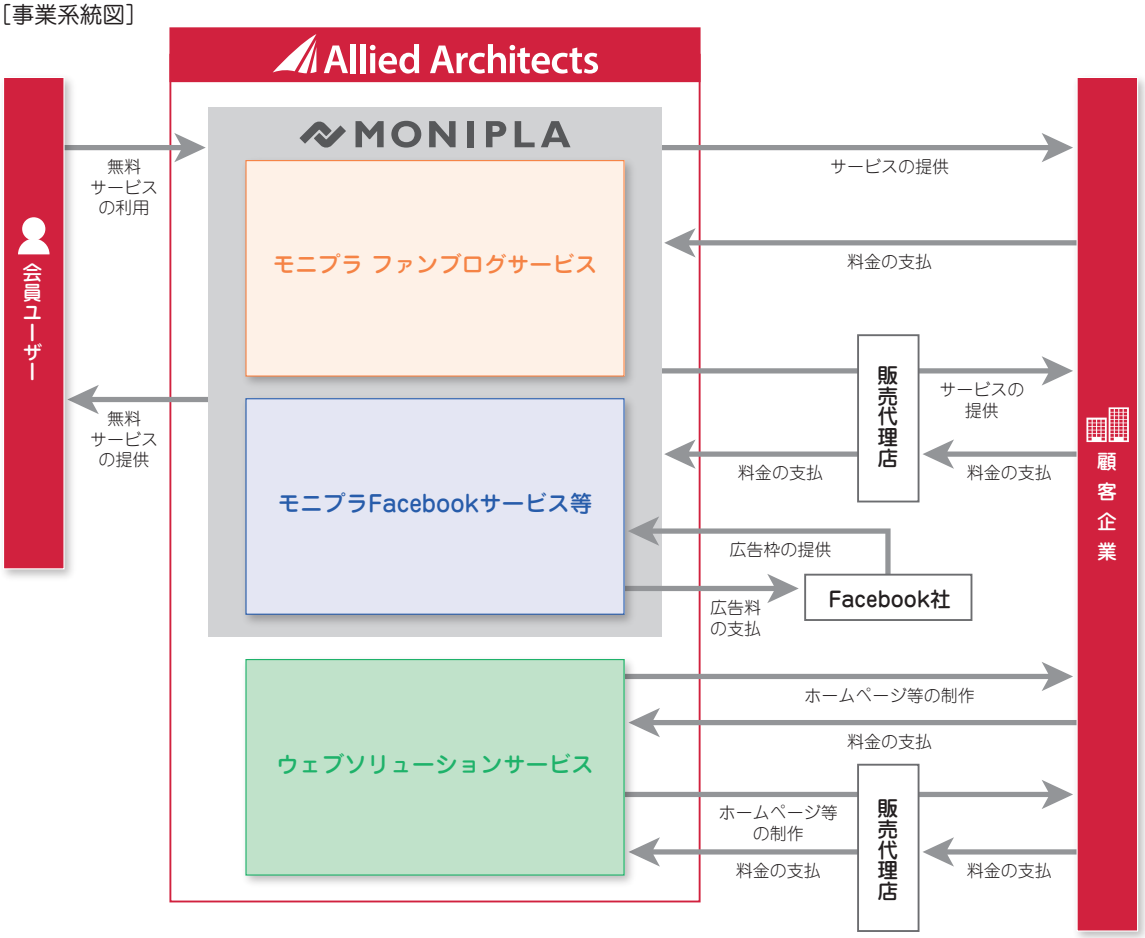

(1)モニプラ ファンブログサービス

当社は、顧客企業と会員ユーザーがインターネット上で交流するファンサイトモール「モニプラ ファンブログ」の運営を通じて、顧客企業のマーケティングや販売促進等の支援を行っております。

「モニプラ ファンブログ」とは自社開発の、インターネット上で運営しているファンサイトモールであり、複数の顧客企業がマーケティングや販売促進等を目的として「モニプラ ファンブログ」上でキャンペーンを開催しております。キャンペーンの例としては、顧客企業が自社商品を会員ユーザーに提供し、商品のレビューや感想を投稿する商品モニター企画や、顧客企業が会員ユーザーにアンケートを実施し、会員ユーザーからの回答や情報を商品開発に利用するアンケート企画等があります。他方、会員ユーザーは「モニプラ ファンブログ」上で開催されている顧客企業のキャンペーンから好みのキャンペーンを選択し、参加することが可能です。「モニプラ ファンブログ」は、会員ユーザーのキャンペーン参加を通じて、顧客企業と会員ユーザーが交流するインターネット上の空間となっております。

❶顧客企業のメリット

「モニプラ ファンブログ」には、ブログ等を利用するソーシャルメディアユーザーが会員登録されています。その為、顧客企業は、「モニプラ ファンブログ」を利用してキャンペーンを開催する場合、ゼロからキャンペーン参加者を集める必要がなく、「モニプラ ファンブログ」の会員ユーザーからキャンペーン参加者を集めることが可能となります。また、会員ユーザーはキャンペーンへの参加を通じて、ブログ等のソーシャルメディア上で顧客企業の商品・サービス等についての感想やコメント等を発信するため、自然な形でインターネット上のクチコミが醸成されます。顧客企業はこれらのインターネット上のクチコミを通じて、商品・サービス等に関する情報を消費者に拡散させることが可能となります。

「モニプラ ファンブログ」は、以下の機能を有しており、顧客企業はこれらの機能を活用してキャンペーンを開催し、マーケティング及び販売促進活動等を行うことが可能となっております。

機　能	内　容
キャンペーン作成機能	「モニプラ ファンブログ」はインターネット上で運営しており、顧客企業はアカウントを開設し、「モニプラ ファンブログ」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、商品モニター企画、アンケート企画、写真やYoutube投稿企画、座談会・来店型企画、写真コンテスト企画等の開催機能を有しており、顧客企業は当機能を活用し、様々なキャンペーンを開催することができます。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニプラ ファンブログ」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーの参加が見込まれます。
ファンサイト作成機能	顧客企業は、「モニプラ ファンブログ」上に顧客企業専用ページである、ファンサイトを作成することが可能です。ファンサイトには、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータが顧客企業のファンとして蓄積される仕組みとなっております。その為、顧客企業はファンサイト上でファンに対して、情報を発信したり、キャンペーンを通じてファンにコメントを求める等、交流を図ることにより、マーケティング情報の入手や販売促進活動を行うことができます。
効果分析機能	「モニプラ ファンブログ」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加時間等のデータを分析するツールを有しており、キャンペーンの効果を顧客企業が分析することが可能となっております。

❷会員ユーザーのメリット

「モニプラ ファンブログ」に会員登録することにより、「モニプラ ファンブログ」上で複数の企業のキャンペーンにアクセスすることができ、その中から好みのキャンペーンに無料で参加し、商品等を入手したり、企業に対して商品等の感想や要望を発信するといった交流を図ることが可能となります。また、「モニプラ ファンブログ」はスマートフォンに対応しており、スマートフォンからのキャンペーン参加が可能となっております。

＜モニプラ ファンブログサービス　サイトイメージ＞

❸収益構造

モニプラ ファンブログサービスによる主な収入源は、上記機能や会員ユーザーを有している「モニプラ ファンブログ」をASP（※2）形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入等であり、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。顧客企業にとっての付加価値は「モニプラ ファンブログ」の各種機能を活用したキャンペーンの開催、ファンの蓄積及び分析が可能となることであります。

(2)モニプラFacebookサービス等

上述の（1）モニプラ ファンブログサービスをFacebook上で展開するサービスとなっております。

具体的には、顧客企業のFacebookページ（※3）において、アンケートや商品モニター、投票コンテスト等の様々なユーザー参加型キャンペーンをシステム管理画面に沿った入力操作のみで実施することができるFacebookマーケティングプラットフォーム「モニプラ for Facebook」を運営し、顧客企業のソーシャルメディアマーケティング支援を行っております。顧客企業のFacebookページは上記（1）で説明した「モニプラ ファンブログ」のファンページと同様、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータを蓄積し、顧客企業が会員ユーザーに発信を行う機能を持っているため、顧客企業は「モニプラ for Facebook」を活用し、マーケティング及び販売促進活動等を行うことが可能となります。

❶顧客企業のメリット

基本的には上記（1）で説明した「モニプラ ファンブログ」と同様でありますが、「モニプラ ファンブログ」とは異なり、Facebook上のクチコミや広告によりキャンペーン情報が拡散されることに加え、Facebookページの標準機能では把握できない、キャンペーン参加ユーザーの特性、ニーズ等のマーケティング情報を入手することが可能となります。

「モニプラ for Facebook」の主な機能は以下のとおりとなります。

機　能	内　容
キャンペーン作成機能	「モニプラ for Facebook」は、Facebook上で運営しており、顧客企業がアカウントを開設し、「モニプラ for Facebook」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、上記（1）で説明した「モニプラ ファンブログ」の機能に加え、スピードくじ、チェックイン等、Facebook上で拡散を目的としたキャンペーンの開催機能を有しております。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニプラ for Facebook」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーからのキャンペーン参加が見込まれます。
効果分析機能	「モニプラ for Facebook」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加者の出身地分布、年齢分布等のデータを分析することができ、キャンペーンの効果分析や、マーケティング等に活用できる情報を入手することが可能となっております。

❷会員ユーザーのメリット

基本的には上記（1）で説明した「モニプラ ファンブログ」と同様でありますが、「モニプラ ファンブログ」に加え、会員ユーザーはFacebook上で、参加したキャンペーンや気に入ったキャンペーン及びそれに対するコメント等を友人に拡散し、友人と交流することが可能であります。

❸収益構造

上述の（1）モニプラ ファンブログサービスと同様に、「モニプラ for Facebook」をASP形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入及びキャンペーン運用支援による収入等が主な収益源であります。

＜「モニプラFacebookサービス等　サイトイメージ＞

「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のエンゲージメント数の推移

当社は、上記で記載のとおり、顧客企業からのサービス利用料収入等を収益源としておりますので、顧客企業の獲得の為には、モニプラ上において、多くの会員ユーザーがキャンペーンに参加し、顧客企業のキャンペーンが多数開催されることが重要となります。当社では、会員ユーザーが顧客企業のキャンペーン等へ参加することを「エンゲージメント」と呼んでおり、その創出を重要課題と認識しているため、会員ユーザーのキャンペーン等への参加を1カウントとした累計参加回数である「エンゲージメント数」を重要指標と考えております。

なお、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等では平成24年12月期で約1,330（前期比125％）の顧客企業が約12,500回のキャンペーンを開催しており、約130万人（平成25年9月末時点）の会員ユーザーがキャンペーンに参加することにより、下記推移のエンゲージメントを創出しております。

以下で四半期のエンゲージメント数を参考数値として掲載いたします。当数値は当社で集計した数値であります。

年　月		各四半期のエンゲージメント数（単位：回）	年　月		各四半期のエンゲージメント数（単位：回）
第4期（平成20年12月期）	第2四半期	3,372	第7期（平成23年12月期）	第1四半期	299,583
	第3四半期	10,102		第2四半期	432,480
	第4四半期	20,464		第3四半期	640,362
第5期（平成21年12月期）	第1四半期	34,970		第4四半期	951,511
	第2四半期	70,283	第8期（平成24年12月期）	第1四半期	1,519,717
	第3四半期	120,773		第2四半期	1,535,300
	第4四半期	176,435		第3四半期	1,668,676
第6期（平成22年12月期）	第1四半期	210,450		第4四半期	2,706,346
	第2四半期	266,003	第9期（平成25年12月期）	第1四半期	3,189,601
	第3四半期	318,176		第2四半期	3,124,389
	第4四半期	351,623		第3四半期	3,499,962

(3)ウェブソリューションサービス

顧客企業のホームページ制作の受託を行っております。

ウェブ活用のための企画設計からデザイン制作、システム開発までを自社のリソースでトータルに提供することが可能なため、CMS（※4）を利用したホームページ制作など、顧客企業のホームページ作成のニーズに対応できる体制を構築しております。

また、単なるホームページ制作だけではなく、CGM（※5）やクチコミを活用し、ソーシャルメディアマーケティングを意識した総合的なウェブ戦略の支援を行っております。

上記のとおり、ウェブソリューションサービスではホームページ等の制作物の納品やそれに付随したコンサルティング等の提供による収入を得ており、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。

（注）上記文章中の※の箇所の用語解説は以下のとおりです。

※1　**ソーシャルメディア**……インターネット上でユーザーが情報を発信し形成していくメディアのことであり、電子掲示板、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、クチコミサイト等、利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作りだす要素を持ったウェブサイトやネットサービスの総称であります。

※2　**ASP（Application Service Provider）**……アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供するサービス及びそれを提供する事業者を指します。

※3　**Facebookページ**……企業や著名人、ブランドなどが、ユーザーとの交流のためにFacebook上に作成・公開するページを指します。

※4　**CMS**……「Content Management System」の略。ウェブサイトのコンテンツを管理するシステムのことであります。

※5　**CGM**……「Consumer Generated Media」の略。インターネットなどを活用して消費者が内容を生成していくメディアのことであります。

目次

頁

表紙

第一部　証券情報 …… 1

第１　募集要項 …… 1

１．新規発行株式 …… 1

２．募集の方法 …… 2

３．募集の条件 …… 3

４．株式の引受け …… 4

５．新規発行による手取金の使途 …… 5

第２　売出要項 …… 6

１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 6

２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7

３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8

４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9

募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10

第二部　企業情報 …… 12

第１　企業の概況 …… 12

１．主要な経営指標等の推移 …… 12

２．沿革 …… 14

３．事業の内容 …… 15

４．関係会社の状況 …… 20

５．従業員の状況 …… 20

第２　事業の状況 …… 21

１．業績等の概要 …… 21

２．生産、受注及び販売の状況 …… 23

３．対処すべき課題 …… 24

４．事業等のリスク …… 25

５．経営上の重要な契約等 …… 28

６．研究開発活動 …… 28

７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 29

第３　設備の状況 …… 32

１．設備投資等の概要 …… 32

２．主要な設備の状況 …… 32

３．設備の新設、除却等の計画 …… 32

第４　提出会社の状況 …… 33

１．株式等の状況 …… 33

２．自己株式の取得等の状況 …… 45

３．配当政策 …… 45

４．株価の推移 …… 45

５．役員の状況 …… 46

６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 48

頁

第５　経理の状況 …… 52
１．財務諸表等 …… 53
(1) 財務諸表 …… 53
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 88
(3) その他 …… 90
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 93
第７　提出会社の参考情報 …… 94
１．提出会社の親会社等の情報 …… 94
２．その他の参考情報 …… 94
第四部　株式公開情報 …… 95
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 95
第２　第三者割当等の概況 …… 97
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 97
２．取得者の概況 …… 100
３．取得者の株式等の移動状況 …… 101
第３　株主の状況 …… 102
［監査報告書］ …… 104

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月23日
【会社名】	アライドアーキテクツ株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中村　壮秀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル４階
【電話番号】	03－6408－2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　　長井　宏和
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル４階
【電話番号】	03－6408－2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　　長井　宏和
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　476,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　367,500,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　139,020,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	400,000（注）２．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．平成25年10月23日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、平成25年11月８日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

４．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

５．上記とは別に、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

２【募集の方法】

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年11月８日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	400,000	476,000,000	257,600,000
計（総発行株式）	400,000	476,000,000	257,600,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は560,000,000円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

３【募集の条件】

（１）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）１．	未定（注）１．	未定（注）２．	未定（注）３．	100	自　平成25年11月21日（木） 至　平成25年11月26日（火）	未定（注）４．	平成25年11月28日（木）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成25年11月８日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年11月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月８日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年11月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年10月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成25年11月29日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成25年11月12日から平成25年11月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成25年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番１号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目４番地１		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町７番12号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
計	－	400,000	－

（注）１．平成25年11月８日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

２．上記引受人と発行価格決定日（平成25年11月19日）に元引受契約を締結する予定であります。

３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
515,200,000	6,000,000	509,200,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額509,200千円については、既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

上記充当予定資金の内訳としましては、自社サービスの機能向上や開発等のための人員採用費、人件費及びシステム管理費用として375,000千円（平成25年12月期18,000千円、平成26年12月期239,000千円、平成27年12月期118,000千円）、自社サービスの更なる知名度向上による会員ユーザー及び顧客企業の獲得のための広告宣伝費として134,200千円（平成25年12月期6,000千円、平成26年12月期88,000千円、平成27年12月期40,200千円）を充当する予定であります。

なお具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注）「１　新規発行株式」の（注）５．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限127,898千円については、人員採用費、人件費及びシステム管理費用として平成27年12月期に95,398千円、広告宣伝費として平成27年12月期に32,500千円充当する予定であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	262,500	367,500,000	東京都目黒区 中村　壮秀　100,000株 神奈川県横浜市緑区 松尾　幸一郎　80,000株 東京都千代田区霞が関三丁目２番６号 株式会社ドリームインキュベータ　32,300株 東京都世田谷区 西田　貴一　20,000株 東京都中央区晴海一丁目８番11号 住友商事株式会社　17,000株 東京都港区 長井　宏和　10,000株 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合　2,300株 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合　600株 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 ジャフコＶ２－W投資事業有限責任組合　200株 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合　100株
計(総売出株式)	－	262,500	367,500,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
４．売出数等については今後変更される可能性があります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４．に記載した振替機関と同一であります。
６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「第２　売出要項　４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１． （注）２．	未定 （注）２．	自　平成25年11月21日（木） 至　平成25年11月26日（火）	100	未定 （注）２．	引受人の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社	未定 （注）３．

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。
２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年11月19日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
７．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	99,300	139,020,000	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社　99,300株
計(総売出株式)	－	99,300	139,020,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４．に記載した振替機関と同一であります。

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１．	自　平成25年11月21日（木） 至　平成25年11月26日（火）	100	未定 （注）１．	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．野村證券株式会社の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村壮秀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　99,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定　（注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）２．
(4)	払込期日	平成25年12月27日（金）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成25年11月８日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、平成25年11月19日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年11月29日から平成25年12月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である中村壮秀、売出人である松尾幸一郎、株式会社ドリームインキュベータ、西田貴一、住友商事株式会社、長井宏和、ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合、ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合、ジャフコＶ２－Ｗ投資事業有限責任組合、ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合並びに当社新株予約権者である津下本耕太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年２月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年５月27日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年10月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	（千円）	221,168	304,877	412,229	568,581	1,074,871
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	6,504	10,177	△3,436	△3,978	163,109
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△8,485	7,209	△3,966	△5,050	134,911
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	125,241	125,241	147,116	147,116	189,229
発行済株式総数	（株）	33,530	33,530	34,780	34,780	36,611
純資産額	（千円）	109,947	117,157	156,940	151,889	371,026
総資産額	（千円）	151,862	176,768	241,395	254,443	593,647
１株当たり純資産額	（円）	3,279.09	3,494.09	4,512.37	43.67	101.34
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	－（－）
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	（円）	△258.26	215.00	△117.19	△1.45	38.11
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	72.40	66.28	65.01	59.69	62.50
自己資本利益率	（％）	－	6.35	－	－	51.60
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△18,500	189,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△18,370	△57,819
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△905	83,748
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	107,365	322,829
従業員数	（人）	22	33	42	60	92

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

２．売上高には消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．第８期の期末以降、株式分割（株式１株につき100株）及び新株予約権の行使が行われ、発行済株式総数は3,734,100株となっております。

５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

６．自己資本利益率については、第４期、第６期及び第７期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
７．株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
８．第４期、第５期及び第６期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
９．第７期及び第８期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第４期、第５期及び第６期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10．第８期の経常利益及び当期純利益増加の主要因は「モニプラFacebookサービス等」の顧客企業数、会員ユーザー数の急拡大により、同サービス売上が前年同期比1,003.8％の392,673千円となったことであります。
11．当社は、第８期より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。平成25年８月14日付で株式１株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
12．当社は、平成25年８月14日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第４期、第５期及び第６期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
１株当たり純資産額	（円）	32.79	34.94	45.12	43.67	101.34
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	（円）	△2.58	2.15	△1.17	△1.45	38.11
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

２【沿革】

年月	概要
平成17年８月	インターネットを利用した各種マーケティングを主たる事業目的とし、東京都渋谷区恵比寿に当社を設立
平成18年２月	ホームページ制作事業「aafactory」サービス開始
平成18年４月	各分野のエキスパートがクチコミポータルを作成する「ｅｄｉｔａ」サービス開始
平成18年５月	本社を東京都渋谷区広尾へ移転
平成19年３月	ブロガーがブログで参加するコミュニティ「エディタ・コミュニティ」サービス開始
平成20年５月	企業ファンサイトモール「モニタープラザ」（現モニプラ ファンブログ）サービス開始
平成20年12月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成21年４月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成22年９月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
平成23年５月	「モニプラファンアプリ for Facebook」（現モニプラ for Facebook）サービス開始
平成23年10月	「モニプラファンアプリ for mixi」（現モニプラ for mixi）サービス開始
平成23年11月	「モニプラ for Facebook」がFacebookのモバイルプラットフォームに対応
平成24年８月	株式会社アイスタイルに対して第三者割当増資を実施
平成24年10月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
平成24年10月	スマートフォン向け020支援サービス「モニプラＦＩＮＤ！」提供開始
平成24年11月	「モニプラ for Twitter」サービス開始
平成24年11月	台湾版「モニプラ for Facebook」サービス開始

３【事業の内容】

当社は、インターネットを利用したウェブサービスの運営等を通じて、顧客企業に対し、ソーシャルメディア（※１）とウェブソリューションを掛け合せた総合的なマーケティング（以下「ソーシャルメディアマーケティング」といいます）を支援する事業を展開しております。

20世紀は企業による情報発信が消費者にそのまま届く、企業が力を持っていた時代だとするなら、21世紀は消費者がインターネットによって能動的に情報を取得・取捨選択し、さらにソーシャルメディアを通じて自ら情報発信を行う、消費者中心の時代だといえます。

当社は、ソーシャルメディアマーケティングの推進により、企業の情報流通や生活者の消費行動に変化をもたらし、ひいては、生活者個人の利便性を向上させ、より豊かな社会の実現に向けて貢献することを目指しております。

当社の事業は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業のみであり、セグメント情報を記載していないため、以下では各種サービスの内容を説明します。

(1) モニプラ ファンブログサービス

当社は、顧客企業とモニプラに会員登録したユーザー（以下「会員ユーザー」といいます）がインターネット上で交流するファンサイトモール「モニプラ ファンブログ」の運営を通じて、顧客企業のマーケティングや販売促進等の支援を行っております。

「モニプラ ファンブログ」とは自社開発の、インターネット上で運営しているファンサイトモールであり、複数の顧客企業がマーケティングや販売促進等を目的として「モニプラ ファンブログ」上でキャンペーンを開催しております。キャンペーンの例としては、顧客企業が自社商品を会員ユーザーに提供し、商品のレビューや感想を投稿する商品モニター企画や、顧客企業が会員ユーザーにアンケートを実施し、会員ユーザーからの回答や情報を商品開発に利用するアンケート企画等があります。他方、会員ユーザーは「モニプラ ファンブログ」上で開催されている顧客企業のキャンペーンから好みのキャンペーンを選択し、参加することが可能です。「モニプラ ファンブログ」は、会員ユーザーのキャンペーン参加を通じて、顧客企業と会員ユーザーが交流するインターネット上の空間となっております。

① 顧客企業のメリット

「モニプラ ファンブログ」には、ブログ等を利用するソーシャルメディアユーザーが会員登録されています。その為、顧客企業は、「モニプラ ファンブログ」を利用してキャンペーンを開催する場合、ゼロからキャンペーン参加者を集める必要がなく、「モニプラ ファンブログ」の会員ユーザーからキャンペーン参加者を集めることが可能となります。また、会員ユーザーはキャンペーンへの参加を通じて、ブログ等のソーシャルメディア上で顧客企業の商品・サービス等についての感想やコメント等を発信するため、自然な形でインターネット上のクチコミが醸成されます。顧客企業はこれらのインターネット上のクチコミを通じて、商品・サービス等に関する情報を消費者に拡散させることが可能となります。

「モニプラ ファンブログ」は、以下の機能を有しており、顧客企業はこれらの機能を活用してキャンペーンを開催し、マーケティング及び販売促進活動等を行うことが可能となっております。

機能	内容
キャンペーン作成機能	「モニプラ ファンブログ」はインターネット上で運営しており、顧客企業はアカウントを開設し、「モニプラ ファンブログ」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、商品モニター企画、アンケート企画、写真やYoutube投稿企画、座談会・来店型企画、写真コンテスト企画等の開催機能を有しており、顧客企業は当機能を活用し、様々なキャンペーンを開催することができます。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニプラ ファンブログ」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーの参加が見込まれます。
ファンサイト作成機能	顧客企業は、「モニプラ ファンブログ」上に顧客企業専用ページである、ファンサイトを作成することが可能です。ファンサイトには、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータが顧客企業のファンとして蓄積される仕組みとなっております。その為、顧客企業はファンサイト上でファンに対して、情報を発信したり、キャンペーンを通じてファンにコメントを求める等、交流を図ることにより、マーケティング情報の入手や販売促進活動を行うことができます。
効果分析機能	「モニプラ ファンブログ」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加時間等のデータを分析するツールを有しており、キャンペーンの効果を顧客企業が分析することが可能となっております。

② 会員ユーザーのメリット

「モニプラ ファンブログ」に会員登録することにより、「モニプラ ファンブログ」上で複数の企業のキャンペーンにアクセスすることができ、その中から好みのキャンペーンに無料で参加し、商品等を入手したり、企業に対して商品等の感想や要望を発信するといった交流を図ることが可能となります。また、「モニプラ ファンブログ」はスマートフォンに対応しており、スマートフォンからのキャンペーン参加が可能となっております。

③ 収益構造

モニプラ ファンブログサービスによる主な収入源は、上記機能や会員ユーザーを有している「モニプラ ファンブログ」をＡＳＰ（※２）形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入等であり、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。顧客企業にとっての付加価値は「モニプラ ファンブログ」の各種機能を活用したキャンペーンの開催、ファンの蓄積及び分析が可能となることであります。

(2) モニプラFacebookサービス等

上述の(1) モニプラ ファンブログサービスをFacebook上で展開するサービスとなっております。

具体的には、顧客企業のFacebookページ（※３）において、アンケートや商品モニター、投票コンテスト等の様々なユーザー参加型キャンペーンをシステム管理画面に沿った入力操作のみで実施することができるFacebookマーケティングプラットフォーム「モニプラ for Facebook」を運営し、顧客企業のソーシャルメディアマーケティング支援を行っております。顧客企業のFacebookページは上記(1)で説明した「モニプラ ファンブログ」のファンページと同様、キャンペーンに参加した会員ユーザーデータを蓄積し、顧客企業が会員ユーザーに発信を行う機能を持っているため、顧客企業は「モニプラ for Facebook」を活用し、マーケティング及び販売促進活動等を行うことが可能となります。

① 顧客企業のメリット

基本的には上記(1)で説明した「モニプラ ファンブログ」と同様でありますが、「モニプラ ファンブログ」とは異なり、Facebook上のクチコミや広告によりキャンペーン情報が拡散されることに加え、Facebookページの標準機能では把握できない、キャンペーン参加ユーザーの特性、ニーズ等のマーケティング情報を入手することが可能となります。

「モニプラ for Facebook」の主な機能は以下のとおりとなります。

機能	内容
キャンペーン作成機能	「モニプラ for Facebook」は、Facebook上で運営しており、顧客企業がアカウントを開設し、「モニプラ for Facebook」のシステム管理画面に沿った入力操作のみでキャンペーンを作成することが可能となっております。 キャンペーンとしては、上記(1)で説明した「モニプラ ファンブログ」の機能に加え、スピードくじ、チェックイン等、Facebook上で拡散を目的としたキャンペーンの開催機能を有しております。 キャンペーンは複数の企業が出展している「モニプラ for Facebook」キャンペーンページ上で開催され、同ページに訪れた会員ユーザーからのキャンペーン参加が見込まれます。
効果分析機能	「モニプラ for Facebook」管理画面よりキャンペーンに参加した会員ユーザーの状況やページビュー数、コメント、参加者の出身地分布、年齢分布等のデータを分析することができ、キャンペーンの効果分析や、マーケティング等に活用できる情報を入手することが可能となっております。

② 会員ユーザーのメリット

基本的には上記(1)で説明した「モニプラ ファンブログ」と同様でありますが、「モニプラ ファンブログ」に加え、会員ユーザーはFacebook上で、参加したキャンペーンや気に入ったキャンペーン及びそれに対するコメント等を友人に拡散し、友人と交流することが可能であります。

③ 収益構造

上述の(1) モニプラ ファンブログサービスと同様に、「モニプラ for Facebook」をＡＳＰ形態で顧客企業に提供することによる、サービス利用料収入及びキャンペーン運用支援による収入等が主な収益源であります。

［「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のサービスイメージ及び参考数値］

ａ．「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のサービスイメージ

＜サービスイメージ図＞

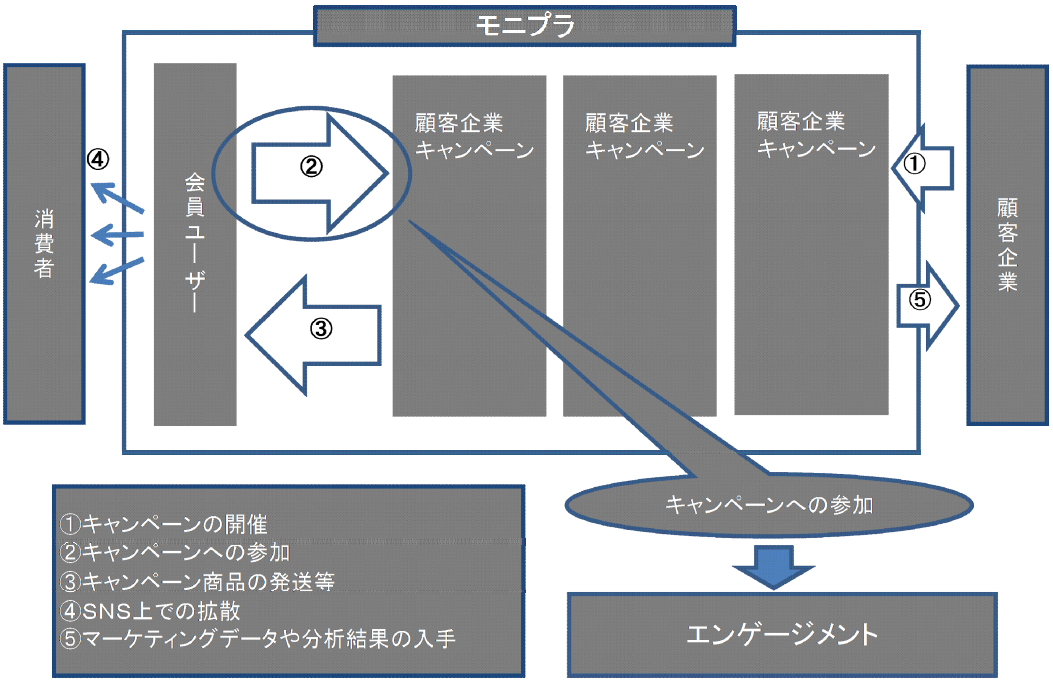

ｂ．「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等のエンゲージメント数の推移

当社は、上記で記載のとおり、顧客企業からのサービス利用料収入等を収益源としておりますので、顧客企業の獲得の為には、モニプラ上において、多くの会員ユーザーがキャンペーンに参加し、顧客企業のキャンペーンが多数開催されることが重要となります。当社では、会員ユーザーが顧客企業のキャンペーン等へ参加することを「エンゲージメント」と呼んでおり、その創出を重要課題と認識しているため、会員ユーザーのキャンペーン等への参加を１カウントとした累計参加回数である「エンゲージメント数」を重要指標と考えております。

なお、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等では平成24年12月期で約1,330（前期比125％）の顧客企業が約12,500回のキャンペーンを開催しており、約130万人（平成25年９月末時点）の会員ユーザーがキャンペーンに参加することにより、下記推移のエンゲージメントを創出しております。

以下で四半期のエンゲージメント数を参考数値として掲載いたします。当数値は当社で集計した数値であります。

年月		各四半期のエンゲージメント数（単位：回）
第４期 （平成20年12月期）	第２四半期	3,372
	第３四半期	10,102
	第４四半期	20,464
第５期 （平成21年12月期）	第１四半期	34,970
	第２四半期	70,283
	第３四半期	120,773
	第４四半期	176,435
第６期 （平成22年12月期）	第１四半期	210,450
	第２四半期	266,003
	第３四半期	318,176
	第４四半期	351,623
第７期 （平成23年12月期）	第１四半期	299,583
	第２四半期	432,480
	第３四半期	640,362
	第４四半期	951,511
第８期 （平成24年12月期）	第１四半期	1,519,717
	第２四半期	1,535,300
	第３四半期	1,668,676
	第４四半期	2,706,346
第９期 （平成25年12月期）	第１四半期	3,189,601
	第２四半期	3,124,389
	第３四半期	3,499,962

(3) ウェブソリューションサービス

顧客企業のホームページ制作の受託を行っております。

ウェブ活用のための企画設計からデザイン制作、システム開発までを自社のリソースでトータルに提供することが可能なため、ＣＭＳ（※４）を利用したホームページ制作など、顧客企業のホームページ作成のニーズに対応できる体制を構築しております。

また、単なるホームページ制作だけではなく、ＣＧＭ（※５）やクチコミを活用し、ソーシャルメディアマーケティングを意識した総合的なウェブ戦略の支援を行っております。

上記のとおり、ウェブソリューションサービスではホームページ等の制作物の納品やそれに付随したコンサルティング等の提供による収入を得ており、顧客企業へは直販及び代理店経由で販売を行っております。

（注）　上記文章中の※の箇所の用語解説は以下のとおりです。

※１　ソーシャルメディア・・・インターネット上でユーザーが情報を発信し形成していくメディアのことであり、電子掲示板、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、クチコミサイト等、利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作りだす要素を持ったウェブサイトやネットサービスの総称であります。

※２　ＡＳＰ（Application Service Provider）・・・アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供するサービス及びそれを提供する事業者を指します。

※３　Facebookページ・・・企業や著名人、ブランドなどが、ユーザーとの交流のためにFacebook上に作成・公開するページを指します。

※４　ＣＭＳ・・・「Content Management System」の略。ウェブサイトのコンテンツを管理するシステムのことであります。

※５　ＣＧＭ・・・「Consumer Generated Media」の略。インターネットなどを活用して消費者が内容を生成していくメディアのことであります。

［事業系統図］

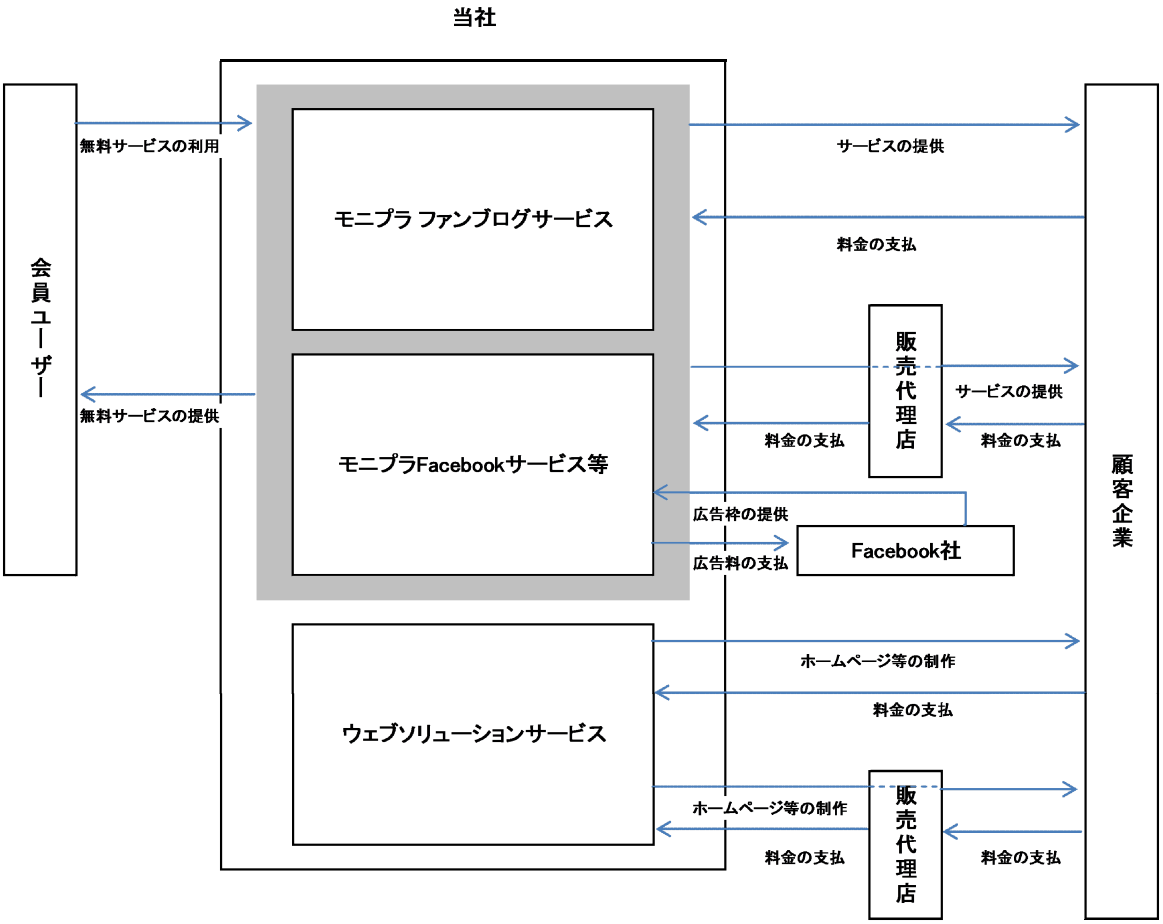

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年９月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
130	30.79	2.05	4,597

事業部門の名称	従業員数（名）
営業部門	78
開発部門	38
全社（共通）	14
合計	130

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．全社（共通）は、管理部門の従業員であります。
５．従業員数が最近１年間において46名増加しましたのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、消費者物価の緩やかな下落が続く中、個人消費や生産活動に持ち直しの動きがみられましたが、前半は東日本大震災の影響、円高や海外経済の減速による企業収益の減少等もあり、不透明な状況で推移しました。一方年度後半に向かうにつれ明るい兆しが現れ、暮れに誕生した自民党政権により円安、株高が進み、新たな期待が持てる年度ともなりました。

一方で、当社を取り巻くソーシャルメディアマーケティング業界につきましては、極めて新しい市場であり、また、ソーシャルメディアマーケティングが企業において広告宣伝活動の一環とされているケースが多く、その定義も様々であることより、ソーシャルメディアマーケティングの市場規模は、正確には図り得ないのが現状です。しかしながら、近年における国内のソーシャルメディアの普及は目覚ましいことから、当社としては今後、企業のマーケティングや販売促進活動へのソーシャルメディアの活用機会が増加すると考えております。

米国では、ソーシャルメディアマーケティングはすでに大きな市場に成長しており、多数のマーケティング支援サービスや事業者が競合状態にあります。一方、国内のソーシャルメディアマーケティング市場では、まだ激しい競争は起こっておらず、限られた事業者がソーシャルメディアにおける分析ツールの提供や専門アプリの構築支援・運営代行などのサービスを提供するに留まっております。今後は大手広告代理店等の業界参入は必至であると考えられ、新たなニーズの創出や新製品・サービスの開発、海外市場への進出といった各社の取り組みが活発化し、競争が激化することによって、業界全体の急激な拡大やさらなる市場の成長が見込まれると考えております。

このような状況の中で当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラ ファンブログサービス」及び「モニプラFacebookサービス等」の拡販と「ウェブソリューションサービス」の安定運営に努めました。特に「モニプラFacebookサービス等」については、顧客企業数、会員ユーザー数が急拡大し、売上高が前年同期比1,003.8％の392,673千円となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,074,871千円（前期比89.0％増）、営業利益は163,380千円（前期は4,167千円の営業損失）、経常利益は163,109千円（前期は3,978千円の経常損失）、当期純利益は134,911千円（前期は5,050千円の当期純損失）となりました。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

当第２四半期累計期間におけるわが国の経済は、昨年末の政権交代後の経済政策により、円安基調への転換や株価回復の動きが見られるなど、景気回復への期待感が高まりました。

そのような状況下、日常生活の中でスマートフォンや多機能端末等の普及の本格化によりインターネットの影響力が強まっており、また各種ソーシャルメディアの利用者の増加及び普及が進んでおります。このようなソーシャルメディアの普及とともに企業のソーシャルメディアを活用したマーケティングや販売促進活動も一層本格化してきました。

このような環境のもと、当第２四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラFacebookサービス等」の拡販を行うとともに、020（※）支援サービスである「モニプラＦＩＮＤ」のAndroid対応や「モニプラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニプラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

以上の結果、当第２四半期累計期間において、売上高は764,273千円、営業利益は127,047千円、経常利益は127,198千円となり、四半期純利益は76,736千円となりました。

※　020・・・オンライン（インターネット）の情報がオフライン（実世界）の購買活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促す施策を指します。

(2) キャッシュ・フローの状況

第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は322,829千円と、前事業年度末に比べ215,463千円（前事業年度比200.7%増）の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、189,535千円（前事業年度は18,500千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益161,974千円による資金の増加、売上債権の増加59,269千円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、57,819千円（前事業年度は18,370千円の支出）となりました。これは有形固定資産の取得による支出28,576千円、無形固定資産の取得による支出1,755千円、差入保証金の差入による支出27,487千円による資金の使用によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、83,748千円（前事業年度は905千円の支出）となりました。これは株式の発行による収入83,931千円による資金の増加、リース債務の返済による支出183千円による資金の使用によるものであります。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

当第２四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ55,622千円増加し、378,451千円となりました。

当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間において、営業活動の結果得られた資金は58,324千円となりました。これは主に、売上債権の増加による資金の減少39,554千円及び法人税等の支払による資金の減少42,432千円がある一方、税引前四半期純利益127,198千円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間において、投資活動の結果使用した資金は2,702千円となりました。これは主に、差入保証金の解約による収入8,469千円の資金の増加がある一方、貸付けによる支出10,000千円により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金はありません。

２【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業はソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

第８期事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
モニプラ ファンブログサービス	572,916	138.2	231,248	131.0
モニプラFacebookサービス等	492,433	729.6	128,138	451.5
ウェブソリューションサービス	164,358	92.9	48,150	100.6
合計	1,229,708	183.3	407,536	161.3

（注）１．金額は、販売価格によっております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第９期第２四半期累計期間の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高（千円）	受注残高（千円）
モニプラ ファンブログサービス	223,142	190,205
モニプラFacebookサービス等	570,849	297,575
ウェブソリューションサービス	100,369	49,844
合計	894,361	537,625

（注）１．金額は、販売価格によっております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第８期事業年度及び第９期第２四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	第８期事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）		第９期第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
モニプラ ファンブログサービス	518,147	147.0	264,185
モニプラFacebookサービス等	392,673	1,003.8	401,412
ウェブソリューションサービス	164,050	99.5	98,675
合計	1,074,871	189.0	764,273

（注）　上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

3【対処すべき課題】

インターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社は、ソーシャルメディアの可能性に早くから注目し、普及の一端を担って参りましたが、ソーシャルメディアマーケティング市場は、まさに黎明期のステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(1) サービスの差別化、競合優位性の確立

当社は、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」のサービス差別化及び競合優位性の確立が当社の発展に不可欠であると認識しておりますが、そのためには、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」の機能強化、ユーザビリティの向上、知名度の向上が重要であると考えております。

機能強化及びユーザビリティの向上に関しましては、当社が持つ技術力及びデザイン企画力を活かして、ユーザビリティを意識した、クオリティの高い機能をリリースする方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。上記により、会員ユーザー数、顧客企業数及びエンゲージメント数の増加を図り、サービスの差別化、競合優位性を確立して参ります。

(2) 開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に早く、またソーシャルメディアマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社は、これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用が特に重要であると考えております。

具体的には、当社では、定期的にエンジニア向けセミナーや勉強会を開催し、社内向けとしては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、当社の開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図って参ります。

(3) 営業力の強化

当社は小規模組織であることから、少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」の運営により蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進して参りました。今後は、事業拡大により受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。

具体的には、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図って参ります。

(4) 内部管理体制の強化について

現在、当社は成長期にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社といたしましては、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、顧客要望の管理やクレーム管理を強化し顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めて参ります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

① インターネット事業に関する一般的なリスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」への依存について

当社は、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」を運営しておりますが、いずれも顧客企業が展開するキャンペーン等に特化したサイトとなっております。そして当社の事業は、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」の利用者数等を背景としたものとなっております。このため新たな法規の導入等、予期せぬ事象によりサイトの利便性が低下し、競合サイトに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサイト運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 他社の運営しているソーシャルネットワーキングサービスへの依存について

当社の提供するモニプラFacebookサービス等は、Facebook等の他社が運営するソーシャルネットワーキングサービス上において、サービスを提供しております。そのため、ソーシャルネットワーキングサービスの運営会社の事業戦略の転換によって、当社のサービスが当該ソーシャルネットワーキングサービス上で展開できなくなった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社のサービスを提供しているソーシャルネットワーキングサービスが、利用者数の減少などにより、マーケティング媒体としての価値を低下させた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ システム障害について

サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウエアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 個人情報管理によるリスク

当社はサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、(ア)「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律については、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告などといった迷惑メールを規制し、インターネットなどを良好な環境に保つものです。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

上記に加え、消費者庁より平成23年10月28日に公表（平成24年５月９日に一部改定）されている「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」、公正取引委員会より平成13年４月26日に公表されている「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」についても、業界に対して影響を及ぼす可能性があります。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑧　知的財産権に係る方針等について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、または当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨　サイトの健全性の維持について

当社が提供する「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等では不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約に明記されている禁止事項の内容は以下となっております。

(ア) 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(イ) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(ウ) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報の提供

(エ) 一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してＩＤを取得する行為

(オ) ＩＤの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりＩＤを取得する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サイト内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートに係る人員増強等、サイトの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針でありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑩　「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等利用者が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認等を行った上で顧客企業の販促物等に提供する場合があります。この場合においては、当該コンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えておりますが、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑪　広告掲載について

当社の運営する「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」等に掲載される広告においては、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑫　取引先に対する規制等で当社の経営活動に重要な影響を及ぼす事項

当社の取引先事業者は、食品・化粧品・健康食品・生活用品・通信・旅行・家電など多岐にわたります。これらの事業者は、食品衛生法、薬事法、酒税法、化粧品等の適正広告ガイドライン等、事業者の属する業界に制定された規制等の下に、当社の提供するサービスを利用しています。当社では、各事業者に対して法規制の遵守を徹底した上でマーケティング活動を行うよう指導しておりますが、万一、取引先事業者において法令違反に該当するような事態が発生した場合や、新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更があった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

①　広告市場について

マーケティング支援事業及び広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告はテレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、昨今一部のクチコミサイトでのいわゆるやらせ問題及びステルスマーケティング（※）問題が表面化しております。当社では、ガイドラインを作成し、適宜サイト内の確認を行う等の対応を図っておりますが、広告主の不安が高まった場合等には、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（※）ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

②　特定事業への依存及び競合について

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであり、当該事業に経営資源を集中させております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の分散を図ることを検討しておりますが、事業環境の変化等により、ソーシャルメディアマーケティング支援事業が縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、「モニプラ ファンブログ」及び「モニプラ for Facebook」は、ソーシャルメディアマーケティングに特化したサイトとして利用者の増加・獲得を進めております。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、当社が今後において優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があることから、競合他社や競合サイトの影響により当社の競争優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③　事業拡大に伴う継続的な設備投資について

当社は、今後の利用者数及びアクセス数の拡大に備え、継続的にシステムインフラ等への設備投資を計画しておりますが、当社の計画を上回る急激な利用者数及びアクセス数の増加等があった場合、設備投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、設備投資、減価償却費負担の増加が想定され、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

①　代表取締役　中村壮秀への依存について

代表取締役である中村壮秀は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、ソーシャルメディアに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②　小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針でありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③　人材の確保及び育成について

当社は、現時点においては上記のとおり小規模組織でありますが、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に利用者向けサイトの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サイト構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた営業人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針でありますが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④　ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、提出日現在おける新株予約権による潜在株式数は、407,600株であり、発行済株式総数の10.9%に相当しております。

⑤　配当政策について

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりませんでした。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

（資産）

流動資産は498,720千円となり、前事業年度に比べ290,803千円増加いたしました。これは主に、売上高の増加に伴う売掛金の増加58,751千円、利益増大及び第三者割当増資による現金及び預金の増加215,463千円によるものであります。

また、固定資産は94,927千円となり、前事業年度に比べ48,401千円増加いたしました。これは主に、本社の増床等に伴う建物の増加9,847千円、工具、器具及び備品の増加10,344千円、差入保証金の増加16,471千円によるものであります。

（負債）

流動負債は222,428千円となり、前事業年度に比べ121,204千円増加いたしました。これは主に、従業員の増加に伴う未払費用の増加19,696千円、利益増大による未払法人税等の増加43,164千円、未払消費税等の増加12,843千円、売上高の増加に伴う前受金の増加13,494千円によるものであります。

また、固定負債は192千円となり、前事業年度と比べ1,137千円減少いたしました。これはリース債務の返済によるものであります。

（純資産）

純資産371,026千円となり、前事業年度末に比べ219,137千円増加いたしました。これは当期純利益134,911千円及び第三者割当増資による資本金、資本準備金の増加合計84,226千円によるものであります。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

（資産）

当第２四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて103,644千円増加し、697,292千円となりました。これは主に、売上の増加に伴う、受取手形及び売掛金の増加35,292千円、現金及び預金の増加55,622千円によるものであります。

（負債）

当第２四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて26,908千円増加し、249,528千円となりました。これは主に、未払法人税等が16,122千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第２四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて76,736千円増加し、447,763千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が76,736千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

当事業年度の業績は、売上高1,074,871千円（前期比89.0％増）、営業利益163,380千円（前期は4,167千円の営業損失）、経常利益163,109千円（前期は3,978千円の経常損失）、当期純利益134,911千円（前期は5,050千円の当期純損失）となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

（売上高）

当事業年度において、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラ ファンブログサービス」及び「モニプラFacebookサービス等」の拡販と「ウェブソリューションサービス」の安定運営に努めました。特に「モニプラFacebookサービス等」については、顧客企業数、会員ユーザー数が急拡大し、売上高が前年同期比1,003.8％の392,673千円となりました。この結果、当事業年度の売上高は1,074,871千円（前期比89.0％増）となりました。

（売上原価）

売上原価は、242,417千円（前期比36.7％増）となりました。主な要因としましては、売上高の増加に伴うスタッフ人件費の増加によるものであります。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費は、669,072千円（前期比69.2％増）となりました。主な要因としましては、業容拡大に伴う人件費、広告宣伝費、採用教育費の増加によるものであります。

（営業外損益）

営業外収益は、70千円（前期比71.6％減）となりました。主なものは、受取利息24千円であります。

営業外費用は、341千円（前期比479.3％増）となりました。内容は、支払利息46千円、株式交付費294千円であります。

（特別損益）

特別損失は、1,134千円（前期比109.6％増）となりました。内容は固定資産除却損1,134千円であり、本社ビルの増床に伴い発生したものであります。

（法人税等）

法人税等合計は27,063千円（前期比5,006.2％増）となりました。主な要因としましては、利益増加による課税所得の増加及び業績好調による繰延税金資産に係る評価性引当額の減少であります。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

当第２四半期累計期間の業績は、売上高は764,273千円、営業利益は127,047千円、経常利益は127,198千円となり、四半期純利益は76,736千円となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

（売上高）

当第２四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニプラFacebookサービス等」の拡販を行うとともに、020支援サービスである「モニプラＦＩＮＤ」のAndroid対応や「モニプラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。一方「モニプラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

この結果、当第２四半期累計期間の売上高は764,273千円となりました。

（売上原価）

売上原価は162,942千円となり、主たる内容は、原価に関連するスタッフ人件費等であります。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費は、474,283千円となりました。主たる内容は、販売及び管理に関連するスタッフ人件費、広告宣伝費、採用教育費等であります。

（営業外損益）
営業外収益は163千円となり、主たる内容は、受取利息であります。
営業外費用は13千円となり、内容は支払利息であります。

（特別損益）
当第２四半期累計期間において、発生しておりません。

（法人税等）
法人税等合計は50,461千円となり、内容は法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析
第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
当事業年度末における現金及び現金同等物は322,829千円と、前事業年度末に比べ215,463千円（前事業年度比200.7％増）の増加となりました。
当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果得られた資金は、189,535千円（前事業年度は18,500千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益161,974千円による資金の増加、売上債権の増加59,269千円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動の結果使用した資金は、57,819千円（前事業年度は18,370千円の支出）となりました。これは有形固定資産の取得による支出28,576千円、無形固定資産の取得による支出1,755千円、差入保証金の差入による支出27,487千円による資金の使用によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動の結果得られた資金は、83,748千円（前事業年度は905千円の支出）となりました。これは株式の発行による収入83,931千円による資金の増加、リース債務の返済による支出183千円による資金の使用によるものであります。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）
当第２四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ55,622千円増加し、378,451千円となりました。
当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
当第２四半期累計期間において、営業活動の結果得られた資金は58,324千円となりました。これは主に、売上債権の増加による資金の減少39,554千円及び法人税等の支払による資金の減少42,432千円がある一方、税引前四半期純利益127,198千円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
当第２四半期累計期間において、投資活動の結果使用した資金は2,702千円となりました。これは主に、差入保証金の解約による収入8,469千円の資金の増加がある一方、貸付けによる支出10,000千円により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
当第２四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第８期事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

当事業年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）は、本社機能の充実を目的とした本社ビルの増床及び社内システムの増強のため、サーバーの増設を行っており、総額30,825千円の設備投資を実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第９期第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

当第２四半期累計期間において実施しました設備投資等の総額は1,715千円であり、その主なものは社内システムの増強のためのサーバー増設であります。

なお、当第２四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

平成24年12月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数（名）
		建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	合計	
本社（東京都渋谷区）	本社機能	16,786	15,180	2,692	34,660	92

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．セグメント情報について、当社は単一セグメントであるため、記載しておりません。
４．上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	床面積（㎡）	年間賃借料（千円）
本社（東京都渋谷区）	本社事務所	903.61	53,633

３【設備の新設、除却等の計画】（平成25年９月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

（注）　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,504,000株増加し、9,600,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,734,100	非上場	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,734,100	－	－

（注）１　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は、3,624,489株増加し、発行済株式総数は3,661,100株となっております。また、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

２　平成25年９月26日付で新株予約権が行使されたことにより、73,000株の新株式が発行されております。これにより、発行済株式総数は3,734,100株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年１月23日の臨時株主総会決議に基づいて発行した第１回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	450（注）１、２	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	450（注）１、２	45,000（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000（注）３	20（注）３、５
新株予約権の行使期間	平成20年２月３日から 平成28年１月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,000（注）３ 資本組入額　1,000（注）３	発行価格　20（注）３、５ 資本組入額　10（注）３、５
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成20年２月３日から平成21年２月２日まで
割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成21年２月３日から平成28年１月22日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が事前に書面による承認をしたときはこの限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

５　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年６月18日の取締役会決議に基づいて発行した第３回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	1,460（注）１、２	1,450（注）１、２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,460（注）１、２	145,000（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	27,000（注）３	270（注）３、５
新株予約権の行使期間	平成22年７月１日から 平成30年６月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　27,000（注）３ 資本組入額 13,500（注）３	発行価格　270（注）３、５ 資本組入額　135（注）３、５
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成22年７月１日から平成23年６月30日まで
割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成23年７月１日から平成30年６月17日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成20年11月26日の取締役会決議に基づいて発行した第４回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	730（注）１	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数（株）	730（注）１	－
新株予約権の行使時の払込金額（円）	33,400（注）２	－
新株予約権の行使期間	平成20年12月３日から 平成30年12月２日まで	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　33,400（注）２ 資本組入額 16,700（注）２	－ －
新株予約権の行使の条件	（注）３	－
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	－
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

２　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していることを条件とする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権の行使は、１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(4) 権利者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、１株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端株等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4　平成25年９月26日付で、すべて行使されております。

平成22年３月24日の取締役会決議に基づいて発行した第５回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	170（注）１、２	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	170（注）１、２	17,000（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000（注）３	350（注）３、５
新株予約権の行使期間	平成24年３月26日から 平成32年３月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　35,000（注）３ 資本組入額 17,500（注）３	発行価格　350（注）３、５ 資本組入額　175（注）３、５
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成24年３月26日から平成25年３月25日まで

割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成25年３月26日から平成32年３月23日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年３月30日の取締役会決議に基づいて発行した第６回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	60（注）１、２	30（注）１、２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60（注）１、２	3,000（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000（注）３	350（注）３、５
新株予約権の行使期間	平成25年４月１日から 平成33年３月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　35,000（注）３ 資本組入額 17,500（注）３	発行価格　350（注）３、５ 資本組入額　175（注）３、５
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成25年４月１日から平成26年３月31日まで
割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成26年４月１日から平成33年３月29日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年３月28日の取締役会決議に基づいて発行した第７回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	600（注）１、２	550（注）１、２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600（注）１、２	55,000（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000（注）３	350（注）３、５
新株予約権の行使期間	平成26年３月30日から 平成34年３月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　35,000（注）３ 資本組入額 17,500（注）３	発行価格　350（注）３、５ 資本組入額　175（注）３、５
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成26年３月30日から平成27年３月29日まで
割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成27年３月30日から平成34年３月27日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年３月29日の取締役会決議に基づいて発行した第８回新株予約権

	最近事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年９月30日）
新株予約権の数（個）	－	1,426（注）１、２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	142,600（注）１、２、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	460（注）３、５
新株予約権の行使期間	－	平成27年３月31日から 平成35年３月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　460（注）３、５ 資本組入額　230（注）３、５
新株予約権の行使の条件	－	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	－	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１　「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付株式数　＝　調整前株式数　× 分割・併合の比率

３　新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4　権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ．平成27年３月31日から平成28年３月30日まで
割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。

ロ．平成28年３月31日から平成35年３月28日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5　平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年12月３日（注）１	730	33,530	12,191	125,241	12,191	97,241
平成22年９月30日（注）２	1,250	34,780	21,875	147,116	21,875	119,116
平成24年８月31日（注）３	1,831	36,611	42,113	189,229	42,113	161,229
平成25年８月14日（注）４	3,624,489	3,661,100	－	189,229	－	161,229
平成25年９月26日（注）５	73,000	3,734,100	12,191	201,420	12,191	173,420

（注）１　第三者割当増資　発行価格　33,400円　資本組入額　16,700円
主な割当先　株式会社ドリームインキュベータ

２　第三者割当増資　発行価格　35,000円　資本組入額　17,500円
主な割当先　株式会社ドリームインキュベータ

３　第三者割当増資　発行価格　46,000円　資本組入額　23,000円
主な割当先　株式会社アイスタイル

４　株式分割（1：100）によるものであります。

５　新株予約権の行使　発行価格　334円　資本組入額　167円
権利行使者　株式会社ドリームインキュベータ

（５）【所有者別状況】

平成25年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	3	－	－	16	19	－
所有株式数（単元）	－	－	－	11,691	－	－	25,650	37,341	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	31.31	－	－	68.69	100.00	－

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　3,734,100	37,341	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	3,734,100	－	－
総株主の議決権	－	37,341	－

②【自己株式等】

平成25年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

（７）【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第１回新株予約権（平成18年１月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年１月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社従業員　1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社従業員１名となっております。

第３回新株予約権（平成20年６月18日取締役会決議）

決議年月日	平成20年６月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　1 当社従業員　20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社従業員10名となっております。

第５回新株予約権（平成22年３月24日取締役会決議）

決議年月日	平成22年３月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員４名となっております。

第６回新株予約権（平成23年３月30日取締役会決議）

決議年月日	平成23年３月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員１名となっております。

第７回新株予約権（平成24年３月28日取締役会決議）

決議年月日	平成24年３月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員14名となっております。

第８回新株予約権（平成25年３月29日取締役会決議）

決議年月日	平成25年３月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社従業員　77
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役３名、当社従業員75名となっております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、当事業年度の剰余金の配当についても無配としております。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を鑑み、決定する予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年１回を基本方針としております。

４【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

５【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	―	中村　壮秀	昭和49年６月３日生	平成９年４月　住友商事株式会社入社 平成12年６月　株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成16年７月　同社執行役員 平成17年８月　当社設立　代表取締役社長（現任）	(注) 2	1,817,000
取締役	ソーシャルメディアマーケティング事業第二本部長	松尾　幸一郎	昭和48年５月12日生	平成８年４月　住商情報システム株式会社（現　ＳＣＳＫ株式会社）入社 平成17年８月　当社取締役（現任）	(注) 2	400,000
取締役ＣＴＯ	開発本部長	西田　貴一	昭和50年10月11日生	平成12年４月　株式会社エースシステムズ入社 平成15年４月　株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成17年12月　当社入社 平成18年６月　当社取締役（現任）	(注) 2	130,000
取締役ＣＦＯ	コーポレート本部長	長井　宏和	昭和46年９月20日生	平成７年４月　日本アジア投資株式会社入社 平成13年５月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 平成18年８月　当社入社 平成20年３月　当社取締役（現任）	(注) 2	50,000
取締役	ソーシャルメディアマーケティング事業第一本部長	津下本　耕太郎	昭和54年11月４日生	平成16年４月　新日鉄ソリューションズ株式会社（現　新日鉄住金ソリューションズ株式会社）入社 平成19年５月　当社入社 平成24年12月　当社取締役（現任）	(注) 2	―
監査役（常勤）（注）１	―	小泉　正広	昭和22年７月29日生	昭和46年７月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 昭和49年４月　大蔵省（現　財務省）理財局国債課 平成４年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）世田谷支店　支店長 平成６年４月　同行業務渉外部　部長 平成10年５月　朝日監査法人（現　有限責任　あずさ監査法人）出向新規事業部長 平成12年７月　同法人転籍　社員待遇　ＰＦＩ部長 平成18年４月　株式会社イービーエムズ入社　取締役経営管理部長 平成20年５月　株式会社一柳アソシエイツ入社　取締役営業本部長 平成24年８月　同社　参与 平成24年12月　当社常勤監査役（現任）	(注) 3	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役（注）１	－	原田　潤	昭和48年３月28日生	平成９年４月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成13年７月　野村證券株式会社入社 平成13年８月　公認会計士登録 平成15年11月　ヤフー株式会社入社 平成16年11月　株式会社ライブドア入社 平成18年８月　株式会社Prince&Partners取締役（現任） 平成23年７月　同社　代表取締役 平成23年９月　文京監査法人　社員（現任） 平成24年３月　当社監査役（現任） 平成24年７月　あおばアドバイザーズ株式会社　代表取締役（現任） 平成24年８月　税理士登録	(注)３	－
監査役（注）１	－	大村　健	昭和49年４月27日生	平成11年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成19年12月　株式会社ネオキャリア社外監査役（現任） 平成22年５月　株式会社パイプドビッツ社外監査役（現任） 平成23年１月　フォーサイト総合法律事務所開設　代表パートナー弁護士（現任） 平成23年５月　株式会社リアルワールド社外監査役（現任） 平成24年12月　モーションビート株式会社（現　ユナイテッド株式会社）社外監査役（現任） 平成24年12月　当社監査役（現任） 平成25年３月　株式会社エナリス社外監査役（現任）	(注)３	－
計						2,397,000

（注）１．監査役小泉正広、原田潤及び大村健は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．平成25年８月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．平成25年８月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「ソーシャルテクノロジーで、世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、日本のソーシャルメディアマーケティングを牽引する存在を目指し、当社全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

②　会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

１）会社の機関の基本説明

イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役５名で構成しており、月１回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ．監査役、監査役会

当社の監査役会は常勤監査役１名（社外監査役）と非常勤監査役２名（いずれも社外監査役）で組成し、毎月１回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ．内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者２名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役・監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図

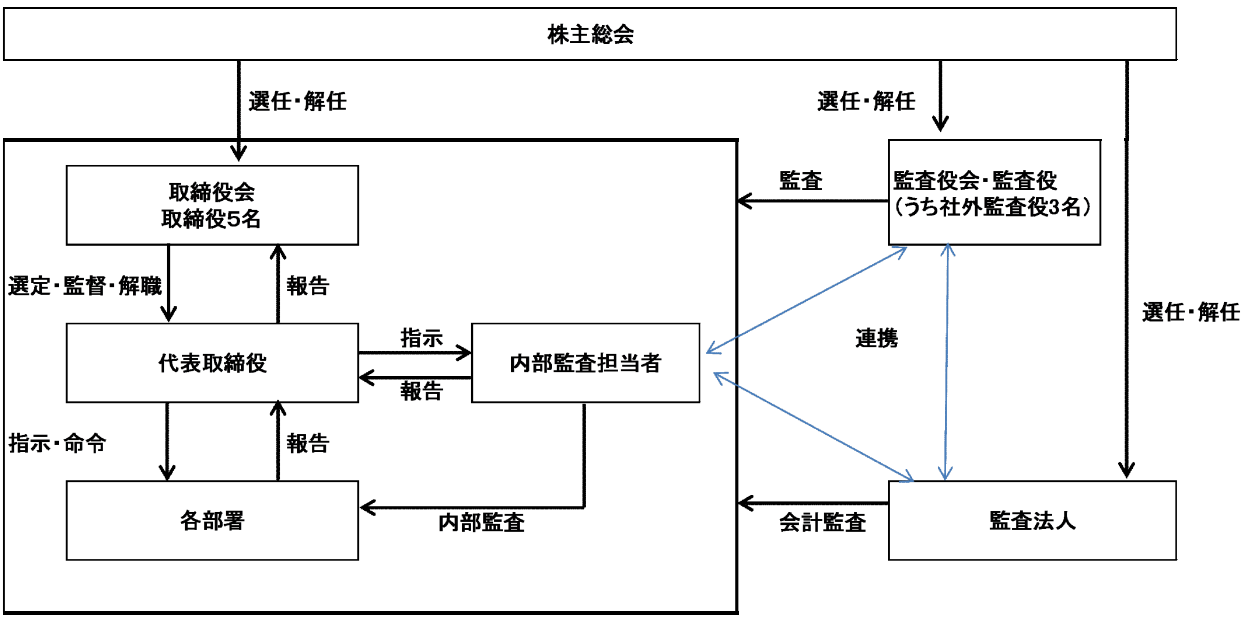

２）内部統制システムの整備の状況

当社は内部統制の基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他取締役及び従業員の職務遂行に対し、監査役・監査役会及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

具体的には「内部通報規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「文書取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

③　内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき、会社の機関の基本説明ロ．監査役、監査役会ハ．内部監査に記載のとおり監査を実施しております。

監査法人との連携状況に関しては、内部監査担当者と監査役が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査法人と適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

④　リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレート本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、コーポレート本部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、営業部門においては、顧客案件の進捗度合い等について、定型的なフォーマットに基づき継続して情報を共有する仕組みを構築しており、開発部門においてもシステム面でのリスクを顕在化させないよう計画的な進捗管理を実施しております。これらの情報は隔週の役員同士のミーティング時に組織横断的に共有され、必要に応じた取締役会への報告を含めたリスクマネジメントを実施しております。

⑤　社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外監査役として、小泉正広、原田潤（公認会計士）及び大村健（弁護士）の３名を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

当社と社外監査役３名との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、大手金融機関での業務経験、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、各人の専門性が監督機能の強化に貢献していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であるため現状の体制としております。

⑥　役員報酬の内容

１）提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役	42,060	42,060	－	－	4
社外役員	450	450	－	－	1

※平成24年12月27日の臨時株主総会で選任された取締役津下本耕太郎、監査役小泉正広及び大村健については上記役員報酬の内容に含めておりません。

２）役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

⑦　会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士は筆野力及び坂井知倫であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士３名、その他５名となっております。継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

⑧　取締役の定数

当社の取締役は７名以内とする旨を定款に定めております。

⑨　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩　中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年６月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪　自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑫　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬　取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
6,500	－	8,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第３項に基づき、当事業年度（平成24年１月１日から平成24年12月31日まで）の財務諸表を作成するために適用すべき財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）及び当事業年度（平成24年１月１日から平成24年12月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第４項に基づき、比較情報を含めないで作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成23年１月１日から平成23年12月31日まで）及び当事業年度（平成24年１月１日から平成24年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当第２四半期会計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）及び当第２四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1 【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年12月31日）	当事業年度 （平成24年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,365	322,829
受取手形	―	963
売掛金	98,053	156,805
仕掛品	2,624	3,586
前払費用	9,833	17,175
繰延税金資産	―	3,427
未収入金	―	8,469
その他	2,329	605
貸倒引当金	△12,289	△15,142
流動資産合計	207,917	498,720
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,213	22,199
減価償却累計額	△4,274	△5,412
建物（純額）	6,938	16,786
工具、器具及び備品	9,236	23,770
減価償却累計額	△4,400	△8,589
工具、器具及び備品（純額）	4,835	15,180
有形固定資産合計	11,774	31,967
無形固定資産		
ソフトウエア	1,372	2,692
その他	12	12
無形固定資産合計	1,384	2,704
投資その他の資産		
差入保証金	31,510	47,981
破産更生債権等	12,227	11,782
長期前払費用	1,856	332
繰延税金資産	―	11,940
貸倒引当金	△12,227	△11,782
投資その他の資産合計	33,366	60,255
固定資産合計	46,526	94,927
資産合計	254,443	593,647

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年12月31日）	当事業年度 （平成24年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,193	3,771
リース債務	1,110	1,137
未払金	18,686	46,292
未払費用	33,742	53,438
未払法人税等	1,633	44,798
未払消費税等	8,122	20,965
前受金	30,581	44,076
預り金	5,153	7,879
その他	－	68
流動負債合計	101,224	222,428
固定負債		
リース債務	1,329	192
固定負債合計	1,329	192
負債合計	102,553	222,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	147,116	189,229
資本剰余金		
資本準備金	119,116	161,229
資本剰余金合計	119,116	161,229
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△114,342	20,568
利益剰余金合計	△114,342	20,568
株主資本合計	151,889	371,026
純資産合計	151,889	371,026
負債純資産合計	254,443	593,647

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成25年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	378,451
受取手形及び売掛金	193,061
仕掛品	4,717
その他	33,939
貸倒引当金	△15,092
流動資産合計	595,078
固定資産	
有形固定資産	28,393
無形固定資産	2,352
投資その他の資産	
その他	87,513
貸倒引当金	△16,045
投資その他の資産合計	71,468
固定資産合計	102,214
資産合計	697,292
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,165
未払法人税等	60,921
その他	183,442
流動負債合計	249,528
負債合計	249,528
純資産の部	
株主資本	
資本金	189,229
資本剰余金	161,229
利益剰余金	97,305
株主資本合計	447,763
純資産合計	447,763
負債純資産合計	697,292

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
売上高	568,581	1,074,871
売上原価	177,378	242,417
売上総利益	391,202	832,453
販売費及び一般管理費	※1　395,370	※1　669,072
営業利益又は営業損失（△）	△4,167	163,380
営業外収益		
受取利息	21	24
物品販売益	166	－
雑収入	58	46
営業外収益合計	247	70
営業外費用		
支払利息	58	46
株式交付費	－	294
営業外費用合計	58	341
経常利益又は経常損失（△）	△3,978	163,109
特別損失		
固定資産除却損	－	※2　1,134
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	541	－
特別損失合計	541	1,134
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△4,520	161,974
法人税、住民税及び事業税	530	42,431
法人税等調整額	－	△15,367
法人税等合計	530	27,063
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,050	134,911

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）		当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		99,926	56.4	128,452	52.8
Ⅱ　経費	※	77,205	43.6	114,927	47.2
計		177,132	100.0	243,379	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,870		2,624	
合計		180,002		246,004	
期末仕掛品たな卸高		2,624		3,586	
当期売上原価		177,378		242,417	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

（注）　※経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
外注費（千円）	9,264	35,116
システム運用管理費（千円）	17,986	19,478
地代家賃（千円）	12,667	13,224

【四半期損益計算書】
【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
売上高	764,273
売上原価	162,942
売上総利益	601,330
販売費及び一般管理費	※　474,283
営業利益	127,047
営業外収益	
受取利息	153
その他	10
営業外収益合計	163
営業外費用	
支払利息	13
営業外費用合計	13
経常利益	127,198
税引前四半期純利益	127,198
法人税、住民税及び事業税	58,651
法人税等調整額	△8,190
法人税等合計	50,461
四半期純利益	76,736

③【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	147,116	147,116
当期変動額		
新株の発行	－	42,113
当期変動額合計	－	42,113
当期末残高	147,116	189,229
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	119,116	119,116
当期変動額		
新株の発行	－	42,113
当期変動額合計	－	42,113
当期末残高	119,116	161,229
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△109,291	△114,342
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,050	134,911
当期変動額合計	△5,050	134,911
当期末残高	△114,342	20,568
株主資本合計		
当期首残高	156,940	151,889
当期変動額		
新株の発行	－	84,226
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,050	134,911
当期変動額合計	△5,050	219,137
当期末残高	151,889	371,026
純資産合計		
当期首残高	156,940	151,889
当期変動額		
新株の発行	－	84,226
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,050	134,911
当期変動額合計	△5,050	219,137
当期末残高	151,889	371,026

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△4,520	161,974
減価償却費	4,305	8,178
敷金償却	547	2,374
貸倒引当金の増減額（△は減少）	8,794	2,407
受取利息及び受取配当金	△21	△24
支払利息	58	46
株式交付費	―	294
固定資産除却損	―	1,134
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	541	―
売上債権の増減額（△は増加）	△42,775	△59,269
たな卸資産の増減額（△は増加）	246	△961
前払費用の増減額（△は増加）	△273	△7,148
仕入債務の増減額（△は減少）	△640	1,578
未払金の増減額（△は減少）	1,443	27,112
未払費用の増減額（△は減少）	7,872	19,696
未払消費税等の増減額（△は減少）	2,088	12,843
前受金の増減額（△は減少）	3,262	13,494
その他	1,135	6,322
小計	△17,935	190,054
利息及び配当金の受取額	21	24
利息の支払額	△58	△9
法人税等の支払額	△528	△533
営業活動によるキャッシュ・フロー	△18,500	189,535
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,588	△28,576
無形固定資産の取得による支出	△987	△1,755
差入保証金の差入による支出	△10,794	△27,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,370	△57,819
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	―	83,931
リース債務の返済による支出	△905	△183
財務活動によるキャッシュ・フロー	△905	83,748
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△37,776	215,463
現金及び現金同等物の期首残高	145,142	107,365
現金及び現金同等物の期末残高	※　107,365	※　322,829

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	127,198
減価償却費	6,096
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,212
受取利息及び受取配当金	△153
支払利息	13
売上債権の増減額（△は増加）	△39,554
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,131
前払費用の増減額（△は増加）	△6,599
仕入債務の増減額（△は減少）	1,393
未払金の増減額（△は減少）	△12,009
未払費用の増減額（△は減少）	15,765
未払消費税等の増減額（△は減少）	△2,565
前受金の増減額（△は減少）	3,699
その他	4,264
小計	100,628
利息及び配当金の受取額	128
法人税等の支払額	△42,432
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,171
差入保証金の解約による収入	8,469
貸付けによる支出	△10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,702
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	55,622
現金及び現金同等物の期首残高	322,829
現金及び現金同等物の四半期末残高	※　378,451

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
１．たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。	仕掛品 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　８年～15年 工具、器具及び備品　３年～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
３．繰延資産の処理方法	――――――	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
４．引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響額は軽微であります。 （１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用） 翌事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。 この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額を算定しております。 なお、１株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	―――――― （１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。 この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 なお、１株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
―――――――	（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
※１　販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。 広告宣伝費　57,550千円 給料手当　147,682 雑給　25,068 法定福利費　25,880 役員報酬　34,800 地代家賃　24,214 減価償却費　2,796 貸倒引当金繰入額　14,364 おおよその割合 販売費　61.6% 一般管理費　38.4%	※１　販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。 広告宣伝費　142,100千円 給料手当　218,110 雑給　37,627 法定福利費　37,011 役員報酬　42,510 採用教育費　42,363 地代家賃　28,820 減価償却費　6,992 貸倒引当金繰入額　12,293 おおよその割合 販売費　62.1% 一般管理費　37.9% ※２　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物　1,134千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	34,780	－	－	34,780

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	34,780	1,831	－	36,611

（変動事由の概要）

発行済株式総数の増加は、株式会社アイスタイルに対する第三者割当増資により、1,831株の募集株式の発行を実施したことによる増加分であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　107,365千円 現金及び現金同等物　107,365千円	※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　322,829千円 現金及び現金同等物　322,829千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、自社サービスで使用しているサーバー（「工具、器具及び備品」）であります。

②　リース資産の償却方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、自社サービスで使用しているサーバー（「工具、器具及び備品」）であります。

②　リース資産の償却方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

（ⅰ）営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

（ⅱ）差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

（ⅲ）営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末現在（平成23年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	107,365	107,365	－
② 売掛金	98,053		
貸倒引当金	△12,289		
	85,764	85,764	－
③ 差入保証金	31,510	26,970	△4,540
④ 破産更生債権等	12,227		
貸倒引当金	△12,227		
	－	－	－
資産計	224,640	220,100	△4,540
⑤ 買掛金	2,193	2,193	－
⑥ 未払金	18,686	18,686	－
⑦ 未払費用	33,742	33,742	－
⑧ 未払法人税等	1,633	1,633	－
⑨ 未払消費税等	8,122	8,122	－
⑩ リース債務	2,440	2,440	－
負債計	66,818	66,818	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

④ 破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100％引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

⑤ 買掛金、⑥ 未払金、⑦ 未払費用、⑧ 未払法人税等、⑨ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、リース債務には１年内支払予定の金額を含めて記載しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	107,365	－	－	－
売掛金	98,053	－	－	－
差入保証金	－	－	－	31,510
合計	205,419	－	－	31,510

（注）　上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等12,227千円は含めておりません。

３．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	1,110	1,137	192	－	－	－

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

（ｉ）営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

（ⅱ）差入保証金及び未収入金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

（ⅲ）営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末現在（平成24年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	322,829	322,829	－
② 受取手形	963		
③ 売掛金	156,805		
貸倒引当金	△15,142		
	142,626	142,626	－
④ 未収入金	8,469	8,469	－
⑤ 差入保証金	47,981	42,799	△5,182
⑥ 破産更生債権等	11,782		
貸倒引当金	△11,782		
	－	－	－
資産計	521,907	516,724	△5,182
⑦ 買掛金	3,771	3,771	－
⑧ 未払金	46,292	46,292	－
⑨ 未払費用	53,438	53,438	－
⑩ 未払法人税等	44,798	44,798	－
⑪ 未払消費税等	20,965	20,965	－
⑫ リース債務	1,329	1,329	－
負債計	170,597	170,597	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑥ 破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100％引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

⑦ 買掛金、⑧ 未払金、⑨ 未払費用、⑩ 未払法人税等、⑪ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫ リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、リース債務には１年内支払予定の金額を含めて記載しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	322,829	－	－	－
受取手形	963	－	－	－
売掛金	156,805	－	－	－
未収入金	8,469	－	－	－
差入保証金	－	－	－	47,981
合計	489,067	－	－	47,981

（注）　上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等11,782千円は含めておりません。

３．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	1,137	192	－	－	－	－

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

１．ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社従業員　1	当社取締役　1 当社従業員　20	取引先　1
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１，２	普通株式　550株	普通株式　1,710株	普通株式　730株
付与日	平成18年２月２日	平成20年６月30日	平成20年12月３日
権利確定条件	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成18年２月２日）から権利確定日（平成20年２月３日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成18年２月２日）から権利確定日（平成21年２月３日）まで継続的に勤務していること。	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成20年６月30日）から権利確定日（平成22年７月１日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成20年６月30日）から権利確定日（平成23年７月１日）まで継続的に勤務していること。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	①　付与数の２分の１ 平成18年２月２日から 平成20年２月３日まで ②　付与数の２分の１ 平成18年２月２日から 平成21年２月３日まで	①　付与数の２分の１ 平成20年６月30日から 平成22年７月１日まで ②　付与数の２分の１ 平成20年６月30日から 平成23年７月１日まで	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年２月３日から 平成28年１月22日まで	平成22年７月１日から 平成30年６月17日まで	平成20年12月３日から 平成30年12月２日まで

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　８	当社従業員　　２
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１，２	普通株式　　290株	普通株式　　60株
付与日	平成22年３月25日	平成23年３月31日
権利確定条件	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成22年３月25日）から権利確定日（平成24年３月26日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成22年３月25日）から権利確定日（平成25年３月26日）まで継続的に勤務していること。	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成23年３月31日）から権利確定日（平成25年４月１日）まで継続的に勤務していること ②　付与日（平成23年３月31日）から権利確定日（平成26年４月１日）まで継続的に勤務していること
対象勤務期間	①　付与数の２分の１ 平成22年３月25日から 平成24年３月26日まで ②　付与数の２分の１ 平成22年３月25日から 平成25年３月26日まで	①　付与数の２分の１ 平成23年３月31日から 平成25年４月１日まで ②　付与数の２分の１ 平成23年３月31日から 平成26年４月１日まで
権利行使期間	平成24年３月26日から 平成32年３月23日まで	平成25年４月１日から 平成33年３月29日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．平成25年８月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	－	740	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	740	－
未確定残	－	－	－
権利確定後（株）			－
前事業年度末	450	740	730
権利確定	－	740	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	450	1,480	730

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	260	－
付与	－	60
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	260	60
権利確定後（株）		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	2,000	27,000	33,400
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格（円）	35,000	35,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　－円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－円

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

１．ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社従業員　1	当社取締役　1 当社従業員　20	取引先　1
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１，２	普通株式　550株	普通株式　1,710株	普通株式　730株
付与日	平成18年２月２日	平成20年６月30日	平成20年12月３日
権利確定条件	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成18年２月２日）から権利確定日（平成20年２月３日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成18年２月２日）から権利確定日（平成21年２月３日）まで継続的に勤務していること。	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成20年６月30日）から権利確定日（平成22年７月１日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成20年６月30日）から権利確定日（平成23年７月１日）まで継続的に勤務していること。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	①　付与数の２分の１ 平成18年２月２日から 平成20年２月３日まで ②　付与数の２分の１ 平成18年２月２日から 平成21年２月３日まで	①　付与数の２分の１ 平成20年６月30日から 平成22年７月１日まで ②　付与数の２分の１ 平成20年６月30日から 平成23年７月１日まで	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年２月３日から 平成28年１月22日まで	平成22年７月１日から 平成30年６月17日まで	平成20年12月３日から 平成30年12月２日まで

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　８	当社従業員　　２	当社従業員　　17
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１，２	普通株式　　290株	普通株式　　60株	普通株式　　600株
付与日	平成22年３月25日	平成23年３月31日	平成24年３月29日
権利確定条件	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成22年３月25日）から権利確定日（平成24年３月26日）まで継続的に勤務していること。 ②　付与日（平成22年３月25日）から権利確定日（平成25年３月26日）まで継続的に勤務していること。	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成23年３月31日）から権利確定日（平成25年４月１日）まで継続的に勤務していること ②　付与日（平成23年３月31日）から権利確定日（平成26年４月１日）まで継続的に勤務していること	割当された権利の２分の１毎につぎのとおりとなっている。 ①　付与日（平成24年３月29日）から権利確定日（平成26年３月30日）まで継続的に勤務していること ②　付与日（平成24年３月29日）から権利確定日（平成27年３月30日）まで継続的に勤務していること
対象勤務期間	①　付与数の２分の１ 平成22年３月25日から 平成24年３月26日まで ②　付与数の２分の１ 平成22年３月25日から 平成25年３月26日まで	①　付与数の２分の１ 平成23年３月31日から 平成25年４月１日まで ②　付与数の２分の１ 平成23年３月31日から 平成26年４月１日まで	①　付与数の２分の１ 平成24年３月29日から 平成26年３月30日まで ②　付与数の２分の１ 平成24年３月29日から 平成27年３月30日まで
権利行使期間	平成24年３月26日から 平成32年３月23日まで	平成25年４月１日から 平成33年３月29日まで	平成26年３月30日から 平成34年３月27日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．平成25年８月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	－	－	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	－	－
権利確定後（株）			
前事業年度末	450	1,480	730
権利確定	－	－	－
権利行使	－	－	－
失効	－	20	－
未行使残	450	1,460	730

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	260	60	－
付与	－	－	600
失効	45	－	－
権利確定	130	－	－
未確定残	85	60	600
権利確定後（株）			
前事業年度末	－	－	－
権利確定	130	－	－
権利行使	－	－	－
失効	45	－	－
未行使残	85	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	2,000	27,000	33,400
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
権利行使価格（円）	35,000	35,000	35,000
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　－円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－円

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成23年12月31日）	当事業年度 （平成24年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度

繰延税金資産	（千円）
繰越欠損金	24,657
未払事業税	449
減価償却超過額	3,192
資産除去債務	390
貸倒引当金	9,278
未払金	471
未払費用	318
繰延税金資産小計	38,758
評価性引当額	△38,758
繰延税金資産合計	－

当事業年度

繰延税金資産	（千円）
未払事業税	3,580
減価償却超過額	3,974
資産除去債務	532
貸倒引当金	7,966
未払費用	418
繰延税金資産小計	16,471
評価性引当額	△532
繰延税金資産合計	15,938
繰延税金負債	
前払費用	571
繰延税金負債合計	571
繰延税金資産の純額	15,367

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額の増減	△23.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△1.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.7%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興ための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月２日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年１月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成25年１月１日から平成27年12月31日までのものは38.0%、平成28年１月１日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なおこれによる損益に与える影響はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

	モニプラ ファンブログサービス（千円）	モニプラ Facebookサービス等（千円）	ウェブソリューションサービス（千円）	その他（千円）	合計（千円）
外部顧客への売上高	352,610	39,117	164,915	11,937	568,581

２．地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

	モニプラ ファンブログサービス（千円）	モニプラ Facebookサービス等（千円）	ウェブソリューションサービス（千円）	合計（千円）
外部顧客への売上高	518,147	392,673	164,050	1,074,871

２．地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）
前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）
当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日公表分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）
１．関連当事者との取引
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）
１．関連当事者との取引
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）		当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）	
１株当たり純資産額	43.67円	１株当たり純資産額	101.34円
１株当たり当期純損失金額（△）	△1.45円	１株当たり当期純利益金額	38.11円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は平成25年７月12日開催の取締役会において、平成25年８月14日付で株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

（会計方針の変更）

前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、平成24年12月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。 平成24年１月１日に開始する事業年度（翌事業年度）より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額を算定しております。 これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額は、以下のとおりです。 １株当たり純資産額　4,367.15円 １株当たり当期純損失金額（△）　△145.22円	当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額は、以下のとおりです。 １株当たり純資産額　4,367.15円 １株当たり当期純損失金額（△）　△145.22円

３．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日）	当事業年度 （自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△5,050	134,911
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△5,050	134,911
期中平均株式数（株）	3,478,000	3,539,702
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権５種類（新株予約権の数2,980個）。 これらの詳細は、「第４　提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権６種類（新株予約権の数3,470個）。 これらの詳細は、「第４　提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成23年１月１日　至　平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年１月１日　至　平成24年12月31日）

（株式分割）

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成25年７月12日開催の取締役会において、平成25年８月13日を基準日として１株につき100株の割合をもって株式分割を行う旨の決議を、また平成25年８月14日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

(1) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年８月13日を基準日として、同日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割の日程

基準日　　平成25年８月13日

効力発生日　平成25年８月14日

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　36,611株

今回の分割により増加する株式数　3,624,489株

株式分割後の発行済株式総数　　3,661,100株

株式分割後の発行可能株式総数　　9,600,000株

なお、「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(2) 単元株制度の概要

平成25年８月14日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、１単元の株式数を100株としております。

【注記事項】

（四半期損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
広告宣伝費	108,946千円
給料手当	168,054 〃
減価償却費	4,063 〃
貸倒引当金繰入額	6,548 〃

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
現金及び預金	378,451千円
現金及び現金同等物	378,451 〃

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間（自　平成25年１月１日　至　平成25年６月30日）

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額	20.96円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	76,736
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	76,736
普通株式の期中平均株式数（株）	3,661,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

当第２四半期会計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

（株式分割）

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成25年７月12日開催の取締役会において、平成25年８月13日を基準日として１株につき100株の割合をもって株式分割を行う旨の決議を、また平成25年８月14日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

(1) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年８月13日を基準日として、同日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割の日程

基準日　　平成25年８月13日

効力発生日　平成25年８月14日

③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,611株
今回の分割により増加する株式数	3,624,489株
株式分割後の発行済株式総数	3,661,100株
株式分割後の発行可能株式総数	9,600,000株

なお、「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(2) 単元株制度の概要

平成25年８月14日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、１単元の株式数を100株としております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	11,213	12,697	1,711	22,199	5,412	1,714	16,786
工具、器具及び備品	9,236	16,372	1,838	23,770	8,589	6,027	15,180
有形固定資産計	20,449	29,069	3,549	45,969	14,001	7,742	31,967
無形固定資産							
ソフトウエア	1,767	1,755	－	3,523	830	435	2,692
その他	12	－	－	12	－	－	12
無形固定資産計	1,779	1,755	－	3,535	830	435	2,704
長期前払費用	1,856	140	1,663	332	－	－	332

（注）　当期増加額のうち主なものは、本社機能の充実を目的とした本社ビルの増床であり、建物が12,697千円、工具、器具及び備品が9,150千円増加しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末におけるリース債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	24,517	26,924	9,886	14,630	26,924

（注）　貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	322,829
合計	322,829

②　受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社電通	963
合計	963

期日別内訳

期日別	金額（千円）
平成25年２月満期	963
合計	963

③　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社トキノハ	4,380
株式会社電通	3,535
株式会社アドダイス	3,522
ＲＦＡ クリエイティブ ワークス株式会社	3,155
株式会社サイバーエージェント	3,102
その他	139,108
合計	156,805

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
98,053	1,009,702	950,950	156,805	85.8	46.2

（注）　消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④　仕掛品

区分	金額（千円）
ウェブ制作案件	3,586
合計	3,586

⑤　差入保証金

区分	金額（千円）
事務所	47,981
合計	47,981

⑥　買掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社学研ロジスティクス	2,041
株式会社テラス	693
野口倉庫株式会社	381
株式会社デジタルアイデンティティ	120
株式会社グラスキューブ	42
その他	493
合計	3,771

⑦　未払金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
Facebook Ireland Limited	10,955
株式会社オプト	4,825
スローガン株式会社	3,675
株式会社アドウェイズ	3,523
株式会社インテリジェンス	2,205
その他	21,108
合計	46,292

⑧　未払費用

区分	金額（千円）
給与手当	39,962
社会保険料	9,716
派遣給与	2,323
労働保険料	1,100
その他	334
合計	53,438

⑨　未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	28,870
事業税	6,505
住民税	9,421
合計	44,798

⑩　前受金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
アスクル株式会社	5,192
ネクスレント株式会社	1,260
株式会社マンナンライフ	1,155
株式会社グレート・ロック・アソシエイツ	945
MTV Networks Japan合同会社	756
その他	34,767
合計	44,076

（３）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成25年10月15日開催の取締役会において承認された第９期事業年度の第３四半期会計期間（平成25年７月１日から平成25年９月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年９月30日まで）の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この業績の概要は「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

①【四半期財務諸表】

イ【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成25年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	451,877
受取手形及び売掛金	226,639
仕掛品	2,786
その他	38,595
貸倒引当金	△16,031
流動資産合計	703,866
固定資産	
有形固定資産	26,549
無形固定資産	2,176
投資その他の資産	
その他	91,728
貸倒引当金	△16,168
投資その他の資産合計	75,559
固定資産合計	104,284
資産合計	808,151
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,879
未払法人税等	87,682
その他	181,309
流動負債合計	274,872
負債合計	274,872
純資産の部	
株主資本	
資本金	201,420
資本剰余金	173,420
利益剰余金	158,438
株主資本合計	533,278
純資産合計	533,278
負債純資産合計	808,151

ロ【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年１月１日 至　平成25年９月30日）
売上高	1,233,805
売上原価	259,265
売上総利益	974,539
販売費及び一般管理費	748,089
営業利益	226,449
営業外収益	
受取利息	260
その他	17
営業外収益合計	277
営業外費用	
支払利息	22
株式交付費	85
営業外費用合計	108
経常利益	226,619
税引前四半期純利益	226,619
法人税、住民税及び事業税	106,710
法人税等調整額	△17,960
法人税等合計	88,749
四半期純利益	137,869

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年６月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	無料（注）１
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.aainc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

２．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成23年11月22日	中村　壮秀	東京都品川区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	石坂　信也	東京都渋谷区	－	100	1,000,000 (10,000) （注）４	所有者の事情による
平成23年11月22日	中村　壮秀	東京都品川区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	寺田　航平	東京都品川区	－	100	1,000,000 (10,000) （注）４	所有者の事情による
平成23年11月22日	中村　壮秀	東京都品川区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	福岡　裕高	東京都世田谷区	－	100	1,000,000 (10,000) （注）４	所有者の事情による
平成23年11月22日	中村　壮秀	東京都品川区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	藪　考樹	東京都港区	－	100	1,000,000 (10,000) （注）４	所有者の事情による
平成23年11月22日	中村　壮秀	東京都品川区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	柴田　啓	東京都港区	－	30	300,000 (10,000) （注）４	所有者の事情による
平成25年９月26日	－	－	－	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役社長　山川　隆義	東京都千代田区霞が関三丁目２番６号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	73,000	24,382,000 (334) （注）５	新株予約権の行使

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下１において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成23年１月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に記載するものとすることとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、所有者の取得価格をベースとして、当事者間の協議により決定した価格であります。
５．移動価格は、新株予約権の行使価格であります。
６．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動にかかる株数及び金額は分割前の株式及び金額を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	平成24年８月31日
種類	普通株式
発行数	1,831株
発行価格	46,000円 （注）４
資本組入額	23,000円
発行価額の総額	84,226,000円
資本組入額の総額	42,113,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）２

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成23年３月31日	平成24年３月29日	平成25年３月30日
種類	第６回新株予約権 （ストック・オプション）	第７回新株予約権 （ストック・オプション）	第８回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　60株 （注）７、８	普通株式　600株 （注）７、９	普通株式　1,440株 （注）７、10
発行価格	１株につき　35,000円 （注）５、７	１株につき　35,000円 （注）５、７	１株につき　46,000円 （注）５、７
資本組入額	17,500円 （注）７	17,500円 （注）７	23,000円 （注）７
発行価額の総額	2,100,000円	21,000,000円	66,240,000円
資本組入額の総額	1,050,000円	10,500,000円	33,120,000円
発行方法	平成23年３月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成24年３月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成25年３月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	（注）３	（注）３

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成24年12月31日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第255条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

３．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行ういずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

４．発行価格は、ＤＣＦ（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

５．新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、ＤＣＦ（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

６．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	１株につき　35,000円	１株につき　35,000円	１株につき　46,000円
行使期間	平成25年４月１日から 平成33年３月29日まで	平成26年３月30日から 平成34年３月27日まで	平成27年３月31日から 平成35年３月28日まで
行使の条件	①　新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 イ．平成25年４月１日から平成26年３月31日まで割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。 ロ．平成26年４月１日から平成33年３月29日まで割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。 ②　新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。 ③　新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。	①　新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 イ．平成26年３月30日から平成27年３月29日まで割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。 ロ．平成27年３月30日から平成34年３月27日まで割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。 ②　新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。 ③　新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。	①　新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。 イ．平成27年３月31日から平成28年３月30日まで割り当てられた新株予約権の数の２分の１まで行使することができる。 ロ．平成28年３月31日から平成35年３月28日まで割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。 ②　新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。 ③　新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

７．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。上記の発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の発行数、発行価格及び資本組入額で記載しております。

８．退職により、従業員１名30株分（分割前）の権利が喪失しております。

９．退職により、従業員２名50株分（分割前）の権利が喪失しております。

10．退職により、従業員２名14株分（分割前）の権利が喪失しております。

２【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
株式会社アイスタイル 代表取締役社長　吉松　徹郎 資本金923百万円	東京都港区南青山一丁目26番１号	化粧品クチコミサイト運営事業等	1,831	84,226,000 (46,000)	当社の取引先

（注）　当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
石田　武士	東京都新宿区	会社員	30	1,050,000 (35,000)	当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。
２．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
津下本　耕太郎	東京都杉並区	会社員	280	9,800,000 (35,000)	当社従業員（注１）
高橋　啓	神奈川県藤沢市	会社員	80	2,800,000 (35,000)	当社従業員
久保田　那也	東京都目黒区	会社員	40	1,400,000 (35,000)	当社従業員
鈴木　潤一	東京都稲城市	会社員	40	1,400,000 (35,000)	当社従業員

（注）１．津下本耕太郎は、平成24年12月27日の臨時株主総会において取締役に選任されたため、特別利害関係者等となりました。
２．退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。
３．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。
４．上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は11名であり、その株式総数は11,000株であります。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
津下本　耕太郎	東京都杉並区	会社役員	250	11,500,000 (46,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
西田　貴一	東京都世田谷区	会社役員	200	9,200,000 (46,000)	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
長井　宏和	東京都港区	会社役員	200	9,200,000 (46,000)	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
田中　亮介	埼玉県春日部市	会社員	80	3,680,000 (46,000)	当社従業員
澤田　裕介	東京都渋谷区	会社員	40	1,840,000 (46,000)	当社従業員
平野　裕介	千葉県千葉市中央区	会社員	40	1,840,000 (46,000)	当社従業員
宍戸　崇裕	東京都世田谷区	会社員	40	1,840,000 (46,000)	当社従業員
中村　祐介	東京都渋谷区	会社員	40	1,840,000 (46,000)	当社従業員
田中　和洋	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	30	1,380,000 (46,000)	当社従業員
澤田　翼	東京都足立区	会社員	30	1,380,000 (46,000)	当社従業員
平湯　淳一郎	東京都中野区	会社員	20	920,000 (46,000)	当社従業員
北川　智博	東京都練馬区	会社員	20	920,000 (46,000)	当社従業員
田中　毅	東京都世田谷区	会社員	20	920,000 (46,000)	当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。
２．当社は、平成25年７月12日開催の取締役会決議により、平成25年８月14日付で１株を100株とする株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の割当株数及び単価を記載しております。
３．上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は65名であり、その株式総数は41,600株であります。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
中村　壮秀　※１、２	東京都目黒区	1,817,000	43.87
株式会社ドリームインキュベータ　※１	東京都千代田区霞が関三丁目２番６号	646,000	15.60
松尾　幸一郎　※１、３	神奈川県横浜市緑区	410,000 (10,000)	9.90 (0.24)
住友商事株式会社　※１	東京都中央区晴海一丁目８番11号	340,000	8.21
株式会社アイスタイル　※１	東京都港区赤坂一丁目12番32号	183,100	4.42
西田　貴一　※１、３	東京都世田谷区	170,000 (40,000)	4.10 (0.97)
長井　宏和　※１、３	東京都港区	150,000 (100,000)	3.62 (2.41)
津下本　耕太郎　※３	東京都杉並区	60,000 (60,000)	1.45 (1.45)
ジャフコＶ２共有投資事業有限責任組合　※１	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	45,300	1.09
菊池　慎一郎　※１、４	東京都港区	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)
石井　泰輔　※１、４	群馬県高崎市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)
岩本　太陽　※１、４	東京都東村山市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)
金丸　文俊　※４	神奈川県横須賀市	15,000 (15,000)	0.36 (0.36)
高橋　啓　※４	神奈川県藤沢市	15,000 (15,000)	0.36 (0.36)
田中　亮介　※４	埼玉県春日部市	15,000 (15,000)	0.36 (0.36)
ジャフコ・グレートエンジェルファンド１号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	13,200	0.32
石坂　信也	東京都渋谷区	10,000	0.24
寺田　航平	東京都品川区	10,000	0.24
福岡　裕高	東京都世田谷区	10,000	0.24
藪　考樹	東京都港区	10,000	0.24
石田　武士　※４	東京都大田区	7,000 (7,000)	0.17 (0.17)
ジャフコＶ２－Ｗ投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	4,600	0.11
青山　光太郎　※４	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
久保田　潔　※４	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
久保田　那也　※４	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
鈴木　潤一　※４	神奈川県川崎市多摩区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
田中　和洋　※４	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
澤田　翼　※４	東京都足立区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
澤田　裕介　※４	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
平野　裕介　※４	千葉県千葉市中央区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
宍戸　崇裕　※４	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
中村　祐介　※４	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
柴田　啓	東京都港区	3,000	0.07
塚原　大祐　※４	東京都三鷹市	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
谷本　貴彦　※４	神奈川県横浜市青葉区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
横山　友紀　※４	神奈川県川崎市高津区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
平湯　淳一郎　※４	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
北川　智博　※４	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
田中　毅　※４	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
ジャフコＶ２－Ｒ投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	1,900	0.05
所有株式数1,000株の株主33人		33,000 (33,000)	0.80 (0.80)
所有株式数400株の株主39人		15,600 (15,600)	0.38 (0.38)
計	－	4,141,700 (407,600)	100.00 (9.84)

（注）１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※１　特別利害関係者等（大株主上位10名）

※２　特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

※３　特別利害関係者等（当社取締役）

※４　当社従業員

２．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月22日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野　力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成23年１月１日から平成23年12月31日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月22日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野　力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成24年１月１日から平成24年12月31日までの第８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月22日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野　力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井　知倫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成25年１月１日から平成25年12月31日までの第９期事業年度の第２四半期会計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）及び第２四半期累計期間（平成25年１月１日から平成25年６月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成25年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．四半期財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

Allied Architects

株式会社プロネクサス 印刷